



投資信託説明書(目論見書)

2010.03

新生・UTIインドファンド

追加型投信 / 海外 / 株式

<設定・運用は>



新生インベストメント・マネジメント

*本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書
[交付目論見書]
2010.03

新生・UTIインドファンド

追加型投信 / 海外 / 株式

設定・運用は
新生インベストメント・マネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

1. この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「新生・UTIインドファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成22年3月10日に関東財務局長に提出しており、平成22年3月11日にその効力が発生しております。
2. 金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)は、投資家からの請求があった場合に交付されます。当該請求を行った場合には、投資家自らが当該請求を行った旨を記録しておくようにしてください。なお、当投資信託説明書(交付目論見書)は、投資信託説明書(請求目論見書)を添付しております。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関で投資信託を購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。

下記の事項は、この投資信託(以下「当ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

◎当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあり、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。投資対象国である新興国への投資は、先進国と比較して、相対的に高いリスクがあります。また、実質的に外貨建て資産に投資をしておりますので、為替変動により、損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク(株価変動リスク)」「為替変動リスク」「カントリーリスク」「信用リスク」等があります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

◎当ファンドに係る手数料等について

●申込時に直接ご負担いただく費用

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に対して上限 3.675%(税抜 3.5%)

●解約時に直接ご負担いただく費用

信託財産留保額 換金申込日の翌営業日の基準価額に対して 0.3%

●投資信託の保有期間中にご負担いただく費用

・信託報酬 信託財産の純資産総額に対して年率 1.197%(税抜 1.14%)

・投資先ファンドの運用報酬 投資先ファンドの純資産に対し年率 0.7%

実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値

年 1.897%程度

*当ファンドは他のファンドを投資対象としており、投資先ファンドにおける所定の信託報酬を含めてお客様が実質的に負担する信託報酬を算出しております。

●その他費用

有価証券の売買に係る売買委託手数料、ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息、外貨建て資産の保管等に要する費用、ファンドに係る監査費用等

その他費用(投資対象ファンドにおいて発生する費用等を含みます。)については、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

交付目論見書 目次

ファンドの概要	①
第一部 【証券情報】	1 頁
(1) 【ファンドの名称】	(7) 【申込期間】
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】	(8) 【申込取扱場所】
(3) 【発行（売出）価額の総額】	(9) 【払込期日】
(4) 【発行（売出）価格】	(10) 【払込取扱場所】
(5) 【申込手数料】	(11) 【振替機関に関する事項】
(6) 【申込単位】	(12) 【その他】
第二部 【ファンド情報】	4 頁
第1 【ファンドの状況】	4 頁
1 【ファンドの性格】	4 頁
(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】	(2) 【ファンドの仕組み】
2 【投資方針】	10 頁
(1) 【投資方針】	(4) 【分配方針】
(2) 【投資対象】	(5) 【投資制限】
(3) 【運用体制】	
3 【投資リスク】	17 頁
4 【手数料等及び税金】	20 頁
(1) 【申込手数料】	(4) 【その他の手数料等】
(2) 【換金（解約）手数料】	(5) 【課税上の取扱い】
(3) 【信託報酬等】	
5 【運用状況】	25 頁
(1) 【投資状況】	(3) 【運用実績】
(2) 【投資資産】	
6 【手続等の概要】	28 頁
7 【管理及び運営の概要】	32 頁
第2 【財務ハイライト情報】	36 頁
1 【貸借対照表】	36 頁
2 【損益及び剰余金計算書】	37 頁
第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】	39 頁
第4 【ファンドの詳細情報の項目】	40 頁
信託約款	42 頁
信託用語集	52 頁

ファンドの概要

新生・UTIインドファンド

※お申込みの際には、掲載の投資信託説明書(交付目論見書)記載内容をよくお読みいただき、当ファンドの内容・手数料等・リスクを十分にご理解いただいた上で、ご自身の判断でお申込みください。

ファンドの目的および基本的性格について	
商品分類	追加型投信 / 海外 / 株式
ファンドの目的	この投資信託は、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行うことを基本とします。
主な投資対象	<p>投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。</p> <p><モーリシャス籍の円建て外国投資法人> 「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A 投資証券</p> <p><証券投資信託> 「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券</p>
主な投資制限	<p>①投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。</p> <p>②同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。</p> <p>③株式への直接投資は行いません。</p> <p>④外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>⑤外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</p>
信託期間	<p>原則として、無期限とします。</p> <p>ただし、投資信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。</p>
決算日	<p>原則として、毎年12月10日とします。</p> <p>なお、該当日が休業日の場合は翌営業日です。</p>
収益分配	<p>毎決算時に、委託者が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。</p> <p>ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。</p> <p>「一般コース」 原則として、決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始します。</p> <p>「自動けいぞく投資コース」 原則として、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に再投資され、手数料はかかりません。</p>

取得申込手続きについて	
申込方法	販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申込みが可能です。 収益分配金の受取方法によって 「一般コース」 「自動けいぞく投資コース」 の2通りがあります。 なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
受付時間	原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。
受付不可日	販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付を行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ● モーリシャスの銀行休業日 ● インドのムンバイ証券取引所の休業日 ● インドのナショナル証券取引所の休業日
受付場所	販売会社につきましては、委託会社にお問い合わせください。
申込価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 なお、基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。
申込単位	お申込単位につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。
取得申込みの受付の中止・既に受付けた取得申込みの受付の取消し	金融商品取引所*における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。 * 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

※当ファンドについては、販売会社または下記の連絡先までお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社 (委託会社)

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日) 9:00~17:00 (半休日となる場合 9:00~12:00)

換金(解約)手続きについて	
受付時間	原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。
受付不可日	販売会社の営業日であっても、換金請求受付日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none"> ●モーリシャスの銀行休業日 ●インドのムンバイ証券取引所の休業日 ●インドのナショナル証券取引所の休業日
支払開始日	原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。 ※ 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－(基準価額×0.3%)
換金単位	販売会社が定める単位をもって換金できます。 ※ 販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金申込みの受付の中止・既に受付けた換金申込みの受付の取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして取扱いします。

当ファンドにおいてご負担いただきます手数料等

申込手数料 お申込手数料につきましては、3.675% (税抜 3.50%) を上限として販売会社が定めるものとします。

※詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

信託報酬等 信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年 1.197% (税抜 1.14%) の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

※信託報酬の配分は、以下の通りとします(括弧内は税抜です。)

信託報酬(年率)			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.197%	0.4095%	0.735%	0.0525%
(1.14%)	(0.39%)	(0.70%)	(0.05%)

※投資先ファンドの運用報酬(年率 0.70%)を加えた実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値は、年 1.897% 程度です。

その他の
手数料等

①ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

②ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

③ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。

④ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

※その他の手数料等につきましては、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

※手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

換金(解約)
手数料

①換金(解約)手数料
換金(解約)手数料はかかりません。

②信託財産留保額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。

投資対象ファンドにおいてご負担いただきます手数料等

<参考>	モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A 投資証券(以下「投資先ファンド」といいます。)における手数料等				
申込手数料	申込手数料はかかりません。				
換金(解約)手数料	換金(解約)手数料はかかりません。				
運用報酬	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">運用報酬(年率)</td> <td>投資先ファンドの純資産総額に対し 0.70%</td> </tr> </table> <p>当ファンドの信託報酬(年率 1.197%)に、投資先ファンドの運用報酬(年率 0.70%)を加えた、受益者が実質的に負担する信託(運用)報酬率の概算値は以下の通りです(申込手数料、解約留保額等は含んでおりません。)。ただし、この値はあくまでも実質的な信託(運用)報酬率の目安であり、投資先ファンドの組入状況によっては、実質的にご負担いただく信託(運用)報酬率は変動します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">全体としての実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 1.897% 程度</td> </tr> </table>	運用報酬(年率)	投資先ファンドの純資産総額に対し 0.70%	全体としての実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値	年 1.897% 程度
運用報酬(年率)	投資先ファンドの純資産総額に対し 0.70%				
全体としての実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値					
年 1.897% 程度					
その他の手数料等	<p>①管理事務代行会社報酬(年率)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">管理事務代行会社報酬</td> <td>投資先ファンドの純資産総額に対し 0.07%</td> </tr> </table> <p>②保管会社報酬(年率)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">保管会社報酬</td> <td>投資先ファンドの純資産総額に対し 0.03%</td> </tr> </table> <p>③当初のファンド設定費用:約 912 万円※ (※当該費用は当初5年間で償却します。) 年額 約 182 万円</p> <p>④その他の費用 ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建て資産の保管等に要する費用、監査報酬、弁護士報酬、法務費用等および資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等</p> <p>※その他の費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。</p>	管理事務代行会社報酬	投資先ファンドの純資産総額に対し 0.07%	保管会社報酬	投資先ファンドの純資産総額に対し 0.03%
管理事務代行会社報酬	投資先ファンドの純資産総額に対し 0.07%				
保管会社報酬	投資先ファンドの純資産総額に対し 0.03%				
<参考>	新生 ショートターム・マザーファンド 信託報酬、申込手数料および換金手数料等は一切かかりません。				

主なリスクと留意点

主なリスクと留意点

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。
当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

①価格変動リスク(株価変動リスク)

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。
また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低い場合、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

②為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低い場合、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

主なリスクと留意点

主なリスクと留意点

③カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化(格付けの低下)、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起こりやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

④信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額に影響を受け、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額に影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

⑤その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。

主なリスクと留意点

主なリスクと 留意点

- 3) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

新生・UTIインドファンド(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

格付けは取得していません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である新生インベストメント・マネジメント株式会社(以下、「委託者」、「委託会社」または「当社」という場合があります。))は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額[※]とします。

午後3時までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

※「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

・基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日)9:00~17:00 (半休日となる場合は9:00~12:00)

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「Uインド」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

(5)【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.675% (税抜 3.5%) を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社または(4)に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ② 「自動けいぞく投資コース」でお申込みの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

申込単位につきましては、販売会社または(4)に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成 22 年 3 月 11 日から平成 23 年 3 月 10 日とします。

平成 23 年 3 月 11 日以降の継続申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所である「販売会社」については(4)に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

(9)【払込期日】

お申込金額は、販売会社が指定する期日までにお支払ください。お申込金額には利息は付利されません。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、住友信託銀行株式会社(以下「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込金額は、お申込みの販売会社にお支払ください。払込取扱場所についてご不明の場合は、(4)に記載される委託会社の照会先までお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

① お申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引後、自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。「自動けいぞく投資コース」による再投資の際には手数料はかかりません。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申出ください。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

② 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- モーリシャスの銀行休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- インドのナショナル証券取引所の休業日

③ 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所*における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

※「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます(以下同じ。)

④ 日本以外の地域における発行は行いません。

⑤ 振替受益権について

- ・ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆ 投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信／海外／株式に属します。

当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなります。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信		その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表(網掛け表示部分)の定義 >

追加型投信・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (含、日本)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券		北米	ファミリーファンド	あり ()
一般	年6回			
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式(一般)))	その他 ()	アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式(一般))))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券(株式(一般)))・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのもの)を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

年 1 回・・・目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

ア ジ ア・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

な し・・・目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス:<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧が可能です。

③ 信託金限度額

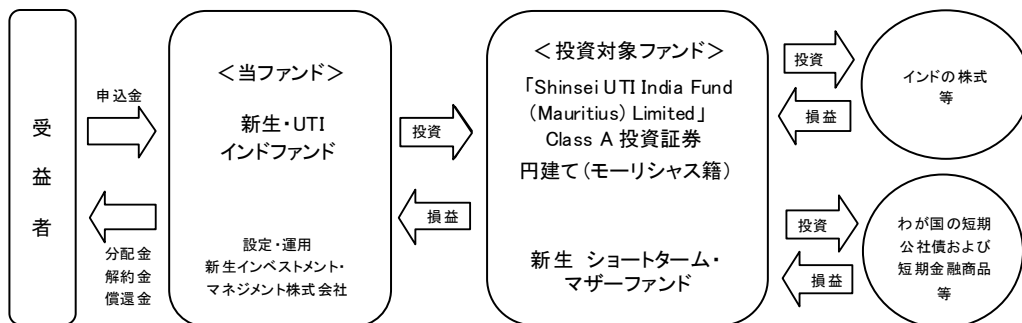
委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1

当ファンドは、主として外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A投資証券(以下「投資先ファンド」という場合があります。)に投資し、一部国内投資信託証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。

<ファンドの仕組み>



- ✓ 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市場動向などを勘案して決定するものとし、原則として、「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A投資証券への投資割合を高位とすることを基本とします。
- ✓ 当ファンドの投資対象ファンドである「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A投資証券の投資資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ✓ 「新生 ショートターム・マザーファンド」は主としてわが国の短期公社債および短期金融商品等に投資し、新生インベストメント・マネジメント株式会社が運用します。

※ 資金動向、市場動向等を勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

2

当ファンドの投資対象ファンドである「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A投資証券は、主としてインドの証券取引所に上場する株式を実質的な投資対象とし、直接投資に加えて預託証券[※]を用いた投資等を行うことにより、中長期的な信託財産の成長をめざします。

※企業の株式を海外でも流通させるために、企業の株式を現地の銀行等に預託し、預託を受けた現地の銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は株式同様に金融商品取引所等で取引されています。

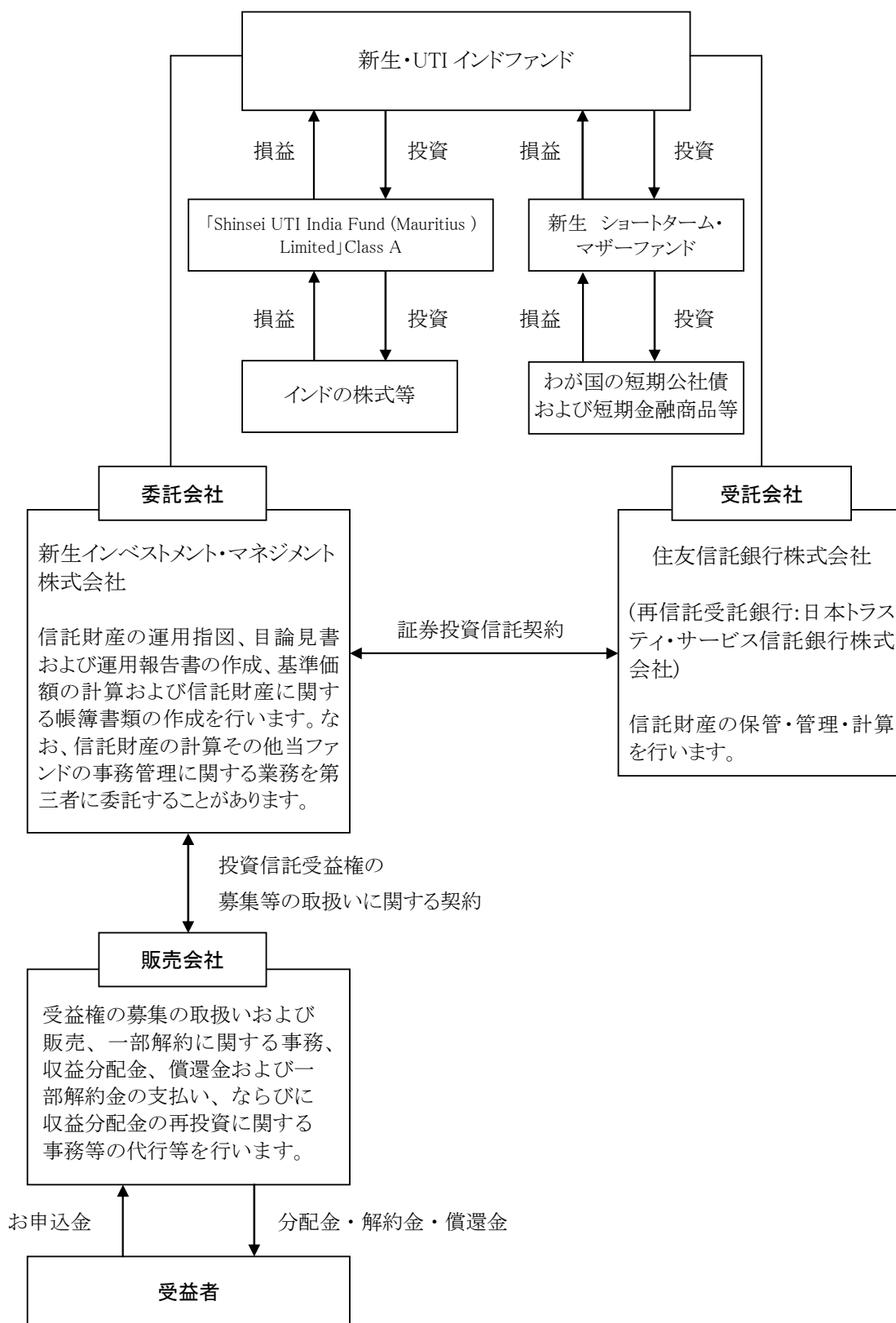
3

UTI グループによる運用

- ✓ 当ファンドの投資対象ファンドである「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A 投資証券は、インド国内大手の運用会社である UTI グループが運用します。
- ✓ UTI グループは、1963 年にインドで最初に設立された 40 年以上の歴史を持つインド国内最古の投信会社です。
- ✓ UTI グループは、マクロ分析やセクター分析等を行うトップダウン・アプローチと個別銘柄の調査等を行うボトムアップ・アプローチを併用して運用を行っています。

(2)【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 契約等の概要

1) 証券投資信託契約

「証券投資信託契約」は、委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と受託会社(住友信託銀行株式会社)との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

2) 投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約

「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」は、委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

③ 委託会社の概要

1) 資本金

4億 9,500 万円(平成 22 年1月末日現在)

2) 沿革

平成13年12月17日:新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

平成14年 2月13日:「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

平成15年 3月12日:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可

平成19年 9月30日:証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

3) 大株主の状況

(平成 22 年1月末日現在)

氏名または名称	住所	所有株式(株)	所有比率(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区 内幸町二丁目1番8号	9,900	100

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① 主として、モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A 投資証券および証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券を投資対象とします。
※当ファンドはファンド・オブ・ファンズであり、投資対象とする外国投資信託に組入れる銘柄の選択について重視し、当該ファンドに投資を行います。
- ② 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ③ 投資信託証券については、見直しを行うことがあります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を変更したりする場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 有価証券

2) 金銭債権

3) 約束手形(上記 1)に掲げるものに該当するものを除きます。)

次に掲げる特定資産以外の資産

1) 為替手形

② 運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の外国投資法人の投資証券および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券ならびに次に掲げる有価証券に投資することを指図します。

1) モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」
Class A 投資証券

2) 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券

3) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

③ 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

<投資対象投資信託証券の概要>

1) 「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A投資証券

ファンド名	「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A	
形態	モーリシャス籍の円建て外国投資法人	
運用の基本方針	成長性の高いインド株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長をめざした運用を行います。	
主な投資対象	ムンバイ証券取引所またはナショナル証券取引所に上場する株式等を主要投資対象とします。 ただし、直接投資に加えて、預託証券*を用いた投資も行うことがあります。	
ファンドの関係法人	運用会社	UTI Investment Management Company (Mauritius) Limited
	運用助言者	UTI ASSET MANAGEMENT COMPANY LIMITED
	管理会社	Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited
ファンドの特徴	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主として、ムンバイ証券取引所またはナショナル証券取引所に上場する株式に投資を行い、中長期的な信託財産の成長をめざした運用を行います。 2. マクロ経済や、セクター見通しの分析によるトップダウン・アプローチ、個別企業の予想 PERなどの定量分析や、成長性などの定性分析によるボトムアップ・アプローチにより、ポートフォリオを構築します。 3. 運用会社であるUTI Investment Management Company (Mauritius) Limitedは、UTI ASSET MANAGEMENT COMPANY LIMITED からの投資助言をもとに運用を行います。 <p>*当ファンドは純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。</p>	
手数料等	<p>申込手数料はかかりません。</p> <p>運用報酬および管理報酬等は年率 0.8%（上限）です。</p>	
決算日	毎年3月31日	

* 預託証券とは、企業の株式を海外でも流通させるために、企業の株式を現地の銀行等に預託し、預託を受けた現地の銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

(注) 運用報酬や管理費等については、「4 手数料等及び税金」をご参照ください。

2) 新生 ショートターム・マザーファンド受益証券

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
商品分類	親投資信託（マザーファンド）
運用の基本	わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行い、利子等収益の確保を図ります。
主な投資制限	①外貨建て資産への投資は行いません。 ②有価証券先物取引等を行うことができます。 ③スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
設定日	2006年12月27日（水）
信託期間	無期限とします。 ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
申込手数料	かかりません。
信託報酬	かかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】

① 新生インベストメント・マネジメント株式会社

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会 議	役 割・機 能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。 運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項および関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組 織	役 割・機 能
運用部 (7名)	運用部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 ・ 当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファンドおよびその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。 ・ 投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

※なお、コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネジャーが遵守すべきサービス規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱い基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

※上記体制は平成22年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

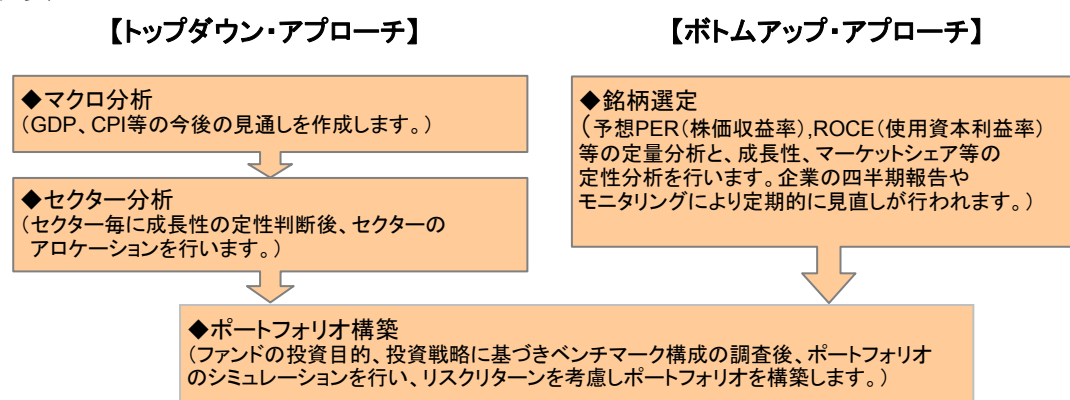
② UTIアセットマネジメント社

運用体制は以下の通りであり、それぞれの役割が明確に定義された体制となっています。

(人員は平成 21 年 12 月末日現在)

証券リサーチ部門	10 名
ファンドマネジメント部門	16 名
ポートフォリオマネジメント部門	20 名
リスク管理部門	4 名
コンプライアンス部門	5 名

投資プロセス



・UTIグループにおける投資の意思決定プロセスは、トップダウンとボトムアップを組み合わせたアプローチを採用しています。トップダウン・アプローチでは、リサーチ・チームによるインド経済を主としたマクロ分析と各セクターの成長性などをもとにしたセクター分析を経て、セクターのアロケーションを決定します。一方、ボトムアップ・アプローチでは、銘柄リサーチ・チームが予想PERなどの定量分析およびマーケットシェアなどの定性分析から約500社の投資ユニバースを決定します。なお、この投資ユニバースは企業の四半期決算をもとに定期的に見直されます。双方向のアプローチをもとにファンドマネージャーはファンドの投資目的、投資戦略、投資リスクなどを勘案してポートフォリオの構築を行います。

※上記体制は平成22年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

② 収益分配金の支払い

「一般コース」

原則として決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始します。支払いは販売会社において行います。

「自動けいぞく投資コース」

原則として、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に再投資され、手数料はかかりません。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(注)収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

(5)【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託の約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑥ 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ⑦ 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ⑧ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

① 価格変動リスク(株価変動リスク)

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

② 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

③ カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化(格付けの低下)、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起こりやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

④信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

⑤その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

① 新生インベストメント・マネジメント株式会社

1) 当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組 織	役 割・機 能
運用部	<ul style="list-style-type: none">・基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。・投資ファンドおよび投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については、定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。
管理部	<ul style="list-style-type: none">・投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。・法令および信託約款の遵守状況をモニタリングします。

2) コンプライアンス体制

管理部(コンプライアンス・オフィサーは管理部に属します。)は、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

② UTI アセットマネジメント社

リスク管理政策はリスク管理部門の長と各部門の長との間で決定されます。フロント、バック、リスク管理業務等が全て統合され、関係部署が瞬時に状況を把握できるシステムに基づきリスク管理がなされます。コンプライアンス・オフィサーとリスク管理部門は運用部門とは独立しチェックしています。

※上記体制は平成22年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.675%(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額)(税抜 3.5%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

- ② 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

- ① 換金(解約)手数料

換金(解約)手数料はかかりません。

- ② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額とします。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差引いて、残存受益者の信託財産に繰入れる金額のことをいいます。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年 1.197%(税抜 1.14%)の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

- ② 信託報酬の配分

※信託報酬の配分は、以下の通りとします(括弧内は税抜です。)

信託報酬(年率)			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.197%	0.4095%	0.735%	0.0525%
(1.14%)	(0.39%)	(0.70%)	(0.05%)

※投資先ファンドの運用報酬(年率 0.70%)を加えた、実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値は、年 1.897% 程度です。

- ③ 信託報酬の支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、計算期間の最初の6ヶ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期間終了日、および信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ② ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ③ ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。
- ④ ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

※ その他の手数料等につきましては、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

※ 手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《参考》

当ファンドが投資対象とするモーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A に係る手数料等

- (1) 申込手数料 申込手数料はかかりません。
- (2) 換金(解約)手数料 換金(解約)手数料はかかりません。
- (3) 運用報酬等

運用報酬 (年率)	投資先ファンドの純資産総額に対し 0.70%
-----------	------------------------

なお、当ファンドの信託報酬(年率 1.197%)に、投資先ファンドの運用報酬(年率 0.70%)を加えた、受益者が実質的に負担する信託(運用)報酬率の概算値は以下の通りです(申込手数料、解約留保額等は含んでおりません。)。ただし、この値はあくまでも実質的な信託(運用)報酬率の目安であり、投資先ファンドの組入状況によっては、実質的にご負担いただく信託(運用)報酬率は変動します。

全体としての実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値
年 1.897% 程度

(4) その他の手数料等

① 管理事務代行会社報酬(年率)

管理事務代行会社報酬	投資先ファンドの純資産総額に対し 0.07%
------------	------------------------

② 保管会社報酬(年率)

保管会社報酬	投資先ファンドの純資産総額に対し 0.03%
--------	------------------------

- ③ 当初のファンド設定費用:約 912 万円※
(※当該費用は当初5年間で償却します。)
年額 約 182 万円

④ その他の費用

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建て資産の保管等に要する費用、監査報酬、弁護士報酬、法務費用等および資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等

※ その他の費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

新生 ショートターム・マザーファンドの信託報酬等
信託報酬、申込手数料および換金手数料はかかりません。

(5) 【課税上の取扱い】

受益者が支払いを受ける「収益分配金」のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに個別元本について

〈普通分配金と特別分配金〉

収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際

- (1) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- (2) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
- (3) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

〈個別元本〉

各受益者の買付時の受益権の基準価額(お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

- (1) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- (2) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

《参考》個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて

＜個人投資家の場合＞

(1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

(2) 一部解約時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の譲渡益については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等に係る譲渡益との通算が可能です。

＜法人投資家の場合＞

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。また、法人が受け取る譲渡益に関しては、全額が法人税の課税対象となります。

※ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は平成22年1月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	モーリシャス	29,927,369,741	97.84
親投資信託受益証券	日本	304,655,780	1.00
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	357,583,527	1.17
合計(純資産総額)		30,589,609,048	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1) 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
モーリシャス	投資証券	Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class A	42,270,535.062	702.000	29,689,133,006	707.9960	29,927,369,741	97.84
日本	親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	300,568,055	1.0135	304,625,723	1.0136	304,655,780	1.00

2) 種類別および業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資証券	—	97.84
親投資信託受益証券	—	1.00
合計		98.83

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成22年1月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落ち)	(分配付き)	(分配落ち)	(分配付き)
設定時（平成18年12月27日）	11,921	—	1.0000	—
第1期計算期間末 （平成19年12月10日）	56,299	59,602	1.3635	1.4435
第2期計算期間末 （平成20年12月10日）	16,555	16,555	0.3565	0.3565
第3期計算期間末 （平成21年12月10日）	31,243	31,243	0.6507	0.6507
平成21年1月末日	15,347	—	0.3310	—
平成21年2月末日	15,212	—	0.3289	—
平成21年3月末日	15,959	—	0.3441	—
平成21年4月末日	19,764	—	0.4241	—
平成21年5月末日	26,217	—	0.5622	—
平成21年6月末日	28,279	—	0.5791	—
平成21年7月末日	29,582	—	0.5919	—
平成21年8月末日	30,991	—	0.6082	—
平成21年9月末日	31,727	—	0.6293	—
平成21年10月末日	29,563	—	0.6094	—
平成21年11月末日	29,440	—	0.6100	—
平成21年12月末日	32,787	—	0.6919	—
平成22年1月末日	30,589	—	0.6547	—

* 純資産総額（百万円）は単位未満を切捨てて表示しています。

②【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間（平成18年12月27日～平成19年12月10日）	0.0800
第2期計算期間（平成19年12月11日～平成20年12月10日）	—
第3期計算期間（平成20年12月11日～平成21年12月10日）	—

③【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1期計算期間（平成18年12月27日～平成19年12月10日）	44.4
第2期計算期間（平成19年12月11日～平成20年12月10日）	△73.9
第3期計算期間（平成20年12月11日～平成21年12月10日）	82.5

(注1) 各計算期間の収益率とは、計算期間末の基準価額(分配金付きの額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(注2) 収益率は、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しています。

(参考)

「新生ショートターム・マザーファンド」の平成22年1月末日現在の運用状況です。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	429,944,400	99.71
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	1,267,621	0.29
合計(純資産総額)		431,212,021	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

1) 評価額上位銘柄明細

国／地域	銘柄名	種類別	利率(%) 償還期限	券面総額 (円)	簿価金額(円)		評価金額(円)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
日本	第67回 国庫短期証券	国債 証券	— 2010年2月22日	250,000,000	99.97	249,943,250	99.99	249,985,500	57.97
日本	第83回 国庫短期証券	国債 証券	— 2010年4月26日	140,000,000	99.97	139,960,240	99.97	139,963,740	32.46
日本	第72回 国庫短期証券	国債 証券	— 2010年3月15日	40,000,000	99.96	39,987,640	99.98	39,995,160	9.28

2) 種類別及び業種別の投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	—	99.71
合計		99.71

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

6【手続等の概要】

(1) 申込(販売)手続等

① 取得申込手続

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申込みが可能です。
- 2) 原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替えを行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

② 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- モーリシャスの銀行休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- インドのナショナル証券取引所の休業日

③ 申込単位

申込単位につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日) 9:00～17:00(半休日となる場合は9:00～12:00)

④ コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」

お申込みの際に、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みください。

「自動けいぞく投資コース」

- ・お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- ・収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

⑤ 申込価額と金額

- 1) 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 2) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- 3) お申込金額は、販売会社が指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。

⑥ 申込手数料

- 1) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.675% (税抜 3.5%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- 2) 収益分配金を再投資する場合に手数料はかかりません。

⑦ 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得のお申込みの受付を取消することができます。

(2) 換金(解約) 手続等

① 換金の請求

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。
- 2) 原則として、午後3時までには、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

② 換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- モーリシャスの銀行休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- インドのナショナル証券取引所の休業日

③ 換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

④ 換金単位

販売会社が定める単位をもって換金できます。

※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑤ 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額[※](当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に0.3%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰入れられます。

⑥ 支払開始日

お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

⑦ 解約申込みの受付の中止、既に受付けた解約申込みの受付の取消し

- 1) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市

場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取消することができます。

- 2) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして取扱います。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産管理等の概要

① 資産の評価

1) 基準価額の算定

イ) 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ロ) ファンドは便宜上、基準価額を、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

2) ファンドの主な投資対象の評価基準

イ) 信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

ロ) モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A投資証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の基準価額で評価します。

ハ) 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券は、原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

ニ) 外貨建て資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

ホ) 予約為替は、原則として、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

3) 基準価額の算出頻度と公表

イ) 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。

ロ) 基準価額につきましては、販売会社ないしは以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日) 9:00～17:00(半休日となる場合は9:00～12:00)

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「Uインド」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

② 保管

該当事項はありません。

③ 信託期間

原則無期限とします。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

④ 計算期間

毎年12月11日から翌年12月10日とすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

⑤ その他

1) 信託の終了(繰上償還)

イ) 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ) 委託者は、前記イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ) 前記ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ) 前記ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ)の信託契約の解約をしません。

ホ) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ) 前記ハ)から前記ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ト) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

チ) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

リ) 前記チ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記、2) 信託約款の変更の二)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

ヌ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、後記、2) 信託約款の変更のイ) からホ) の規定にしたがい新受託者を選任します。

ル) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 信託約款の変更

イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ロ) 委託者は、前記イ) の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ) 前記ロ) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ) 前記ハ) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記イ) の信託約款の変更をしません。

ホ) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記イ) からホ) の規定にしたがいます。

3) 異議の申立て

イ) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるとときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。

ロ) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

ハ) 1) 信託の終了(繰上償還)のイ) に規定する信託契約の解約または2) 信託約款の変更の規定する信託約款の変更を行う場合において、1) 信託の終了(繰上償還)のハ) または2) 信託約款の変更のハ) の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續きに関する事項は、1) 信託終了(繰上

償還)のロ)または2)信託約款の変更のロ)に規定する公告または書面に付記します。

4)公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5)償還金について

イ)償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日以内)から受益者に支払います。

ロ)償還金の支払いは、販売会社において行われます。

6)運用報告書の作成

委託会社は、毎決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託に係る知られたる受益者に交付します。

7)関係法人との契約について

販売会社との「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

(2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ① 収益分配金・償還金受領権
- ② 解約請求権
- ③ 帳簿閲覧権

第2【財務ハイライト情報】

(1) 下記の情報は有価証券届出書、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「1財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。

(2) 「財務諸表」については、監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されております。

なお、従来から当ファンドが監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

新生・UTIインドファンド

1 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (平成20年12月10日現在)	第3期 (平成21年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	700,930
コール・ローン	581,172,342	703,826,672
投資証券	15,809,697,349	30,537,270,222
親投資信託受益証券	403,795,686	304,625,723
未収利息	3,184	964
流動資産合計	16,794,668,561	31,546,424,511
資産合計	16,794,668,561	31,546,424,511
負債の部		
流動負債		
未払解約金	44,720,305	121,900,468
未払受託者報酬	8,502,729	7,919,041
未払委託者報酬	185,359,383	172,634,850
その他未払費用	524,844	526,308
流動負債合計	239,107,261	302,980,667
負債合計	239,107,261	302,980,667
純資産の部		
元本等		
元本	46,433,246,892	48,015,006,842
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△29,877,685,592	△16,771,562,998
純資産合計	16,555,561,300	31,243,443,844
負債純資産合計	16,794,668,561	31,546,424,511

2 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 (自平成19年12月11日 至平成20年12月10日)	第3期 (自平成20年12月11日 至平成21年12月10日)
営業収益		
受取利息	2,662,432	239,928
有価証券売買等損益	△45,363,724,099	14,263,402,910
営業収益合計	△45,361,061,667	14,263,642,838
営業費用		
受託者報酬	21,039,662	12,686,967
委託者報酬	458,664,389	276,575,573
その他費用	1,049,688	1,049,740
営業費用合計	480,753,739	290,312,280
営業利益又は営業損失(△)	△45,841,815,406	13,973,330,558
経常利益又は経常損失(△)	△45,841,815,406	13,973,330,558
当期純利益又は当期純損失(△)	△45,841,815,406	13,973,330,558
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△4,232,032,018	1,644,454,109
期首剰余金又は期首欠損金(△)	15,008,725,779	△29,877,685,592
剰余金増加額又は欠損金減少額	217,334,020	5,430,745,545
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	5,430,745,545
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	217,334,020	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,493,962,003	4,653,499,400
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,493,962,003	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	4,653,499,400
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△29,877,685,592	△16,771,562,998

<注記表>

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第2期 (自平成19年12月11日 至平成20年12月10日)	第3期 (自平成20年12月11日 至平成21年12月10日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1)投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	<p>(1)投資証券 同左</p> <p>(2)親投資信託受益証券 同左</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、平成19年12月11日から平成20年12月10日までとなっております。</p>	<p>ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、平成20年12月11日から平成21年12月10日までとなっております。</p>

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

①譲渡制限はありません。

②受益権の譲渡

1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替えの申請をするものとします。

2) 上記1)の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

3) 上記1)の振替えについて、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 換金(解約)手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

新生・UTIインドファンド
追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ

信 託 約 款

新生インベストメント・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託 新生・UTIインドファンド 運用の基本方針

約款第23条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券(投資信託の受益証券および外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A 投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)及び証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)を主な投資対象とします。
- ② 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ③ 投資信託証券については、見直しを行うことがあります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を変更したりする場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

3. 収益分配方針

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託 新生・UTIインドファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第 62 号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第 26 条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「兼営法」といいます。)第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(兼営法にて準用する信託業法第 29 条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金11,921,486,833円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金一兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条による受益権については11,921,486,833口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者が

やむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がモーリシャスの銀行の休業日、インドのムンバイ証券取引所の休業日、あるいはインドのナショナル証券取引所の休業日と同日の場合には、第1項による受益権の取得の申込みに応じないものとします。ただし、第40条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る

消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条の2 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第14条 <削除>

第15条 <削除>

第16条 <削除>

第17条 <削除>

第18条 <削除>

第19条 <削除>

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形(上記イに掲げるものに該当するものを除きます。)

②次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第21条 委託者は、信託金を、主として次の第1号の外国投資法人の投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)および第2号の新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに次の第3号に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass A投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

2. 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第22条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人(兼営法にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第22条において同じ。)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資を、信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。

② 前項に定める信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

1. 取引所価格(気配値等を含みます。)等の適正な価格による取引であること

2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること

3. 前2号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること

③ 前2項の取扱いは、第25条、第30条、第31条および第32条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り、)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第27条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部

解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日とするを原則とします。ただし、第1計算

期間は信託契約締結日より平成19年12月10日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上し、第34条第2項に規定する信託報酬支弁と同一の時期に信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の114の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、

繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金(第44条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第44条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除く。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

第41条 <削除>

(収益分配金および償還金の時効)

第42条 受益者が、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第40条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第40条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第40条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第44条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が定める単位(別に定める契約にかかる受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、モーリシャスの銀行休業日、インドのムンバイ証券取引所の休業日、あるいはナショナル証券取引所の休業日と同日の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受付けは行いません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受託者がするとき、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実なこの信託の受益証券をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変

更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けられた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第44条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益

権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第45条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第45条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条(受益証券の種類)から第19条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

信託契約締結日 平成18年12月27日

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
委託者 新生インベストメント・マネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番 33 号
受託者 住友信託銀行株式会社

<信託用語集>

運用報告書	投資信託の運用期間中の運用実績や経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などについて一定期間ごとに投資信託委託会社により作成され、取扱い販売会社を通じて投資家に交付される報告書です。
会社型投資信託	投資信託自体が投資を目的とした投資法人（株式会社）を設立し、投資証券（株券）を発行して投資主（株主）を募集します。投資証券を購入した投資主が、その会社の投資運用による収益等の分配を受ける形態の投資信託です。
解約	投資家が販売会社を通じて投資信託委託会社（運用会社）に対して信託契約の解除を請求する換金方法で、直接解約請求ともよべれます。
解約価額	投資信託を解約する際の税引前の価額です。信託財産留保額がある場合は、基準価額から信託財産留保額を差引いた価額になります。
為替ヘッジ	将来のある時点で事前に決められた一定の交換レートで外貨を売り、円を買う取引を行うことで、保有する外貨建て資産の為替変動に係るリスクを回避することをいいます。
基準価額	投資信託の時価を表すものです。基準価額は、その日の投資信託の純資産総額を受益権総口数で割って計算され、日々変動します。なお、当初1口が1円で始まる投資信託は1万口当たりの価額で表示することが一般的です。
繰上償還	信託約款に定められた信託期間（運用期間）の満了日前に投資信託が償還されることを繰上償還とといいます。
個別元本	受益者毎の投資信託取得時の単価をいい（申込手数料（税込）は含まれません）、複数回取得した場合は、追加取得のつど、取得口数に応じて加重平均されます。
収益分配	投資信託の決算期に、運用の結果あげられた収益などを受益権の口数に応じて受益者に分配することをいいます。追加型株式投資信託では、課税扱いとなる普通分配金と、「元本の一部払戻しに相当する部分」として非課税扱いとなる特別分配金があります。
受益証券	契約型投資信託において受益権を表す証券のことです。
純資産総額	信託財産の資産を時価で評価した金額から負債金額を控除したものをいいます。
償還	投資信託の信託期間（運用）が終了し受益者に金銭が返還されることをいいます。

信託期間	各投資信託ごとに定められた投資信託の運用期間をいいます。有期限のものと期間の定めのない無期限のものがあります。
信託財産	投資信託として運用される資産のことをいいます。信託財産は受託会社により保管・管理されます。
信託財産留保額	投資信託を中途解約する投資家から徴収する一定の金額で、信託財産に繰入れます。これにより、引続き投資を続ける投資家との公平性の確保を図っています。
信託報酬	投資家が、投資信託の運用・管理に係る費用として信託財産の中から日々間接的に負担する費用です。信託報酬は委託者（投資信託会社）・受託者（信託銀行）・販売会社の業務に対する対価として支払われます。
信託約款	契約型投資信託において投資信託委託会社と受託会社との間に締結され、信託契約が記されています。
投資信託証券	一般に、投資信託証券とは、契約型の投資信託（投資信託または外国投資信託）の受益証券や会社型の投資信託（投資法人および外国投資法人）の投資証券をいいます。
投資信託説明書 （目論見書）	投資信託の募集・販売の際に用いられる当該投資信託の募集要項や費用、運用に係る内容等を記載した説明書のことです。金融商品取引法では、投資信託会社に対し作成義務、販売会社に対し交付義務を課し投資家の投資判断材料として提供されることになっています。目論見書ともいいます。
トップダウン・ アプローチ	経済・金利・為替などのマクロ的な投資環境の予測から、資産配分や業種別配分を決定し、その後個別銘柄の選別を行う運用手法です。
トラッキング・ エラー	資産運用において、ベンチマークに対するリターンの乖離する可能性を示す指標です。
分配金再投資 （累積投資）	投資信託が収益分配を行うつど、その課税処理後の収益分配金を同一の投資信託に速やかに再投資する仕組みをいいます。
ベンチマーク	投資信託の運用を行うに当たり、目標とする指標をいいます。アクティブ型ファンドの場合は、ベンチマークを上回る投資成果をめざし、インデックス型ファンドの場合はベンチマークとの連動をめざします。
ボトムアップ・ アプローチ	個別企業の調査・分析をベースに投資銘柄を選定していく運用手法のことです。

投資信託説明書
[請求目論見書]
2010.03

新生・UTIインドファンド

追加型投信 / 海外 / 株式

設定・運用は
新生インベストメント・マネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

この投資信託説明書(請求目論見書)により行う「新生・UTIインドファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成22年3月10日に関東財務局長に提出しており、平成22年3月11日にその効力が発生しております。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関で投資信託を購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。

請求目論見書 目次

ファンドの詳細情報

第1 【ファンドの沿革】	1頁
第2 【手続等】	1頁
1 【申込(販売)手続等】	
2 【換金(解約)手続等】	
第3 【管理及び運営】	5頁
1 【資産管理等の概要】	
(1)【資産の評価】	
(2)【保管】	
(3)【信託期間】	
(4)【計算期間】	
(5)【その他】	
2 【受益者の権利等】	
第4 【ファンドの経理状況】	9頁
1 【財務諸表】	
(1)【貸借対照表】	
(2)【損益及び剰余金計算書】	
(3)【注記表】	
(4)【附属明細表】	
2 【ファンドの現況】	
【純資産額計算書】	
第5 【設定及び解約の実績】	49頁

ファンドの詳細情報

第1【ファンドの沿革】

平成18年12月27日ファンドの信託契約締結、運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

① 取得申込手続

1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申込みが可能です。

2) 原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

② 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- モーリシャスの銀行休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- インドのナショナル証券取引所の休業日

③ 申込単位

申込単位につきましては、販売会社または委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日) 9:00～17:00(半休日となる場合は9:00～12:00)

④ コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」

お申込みの際に、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みください。

「自動けいぞく投資コース」

- お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- 収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

⑤ 申込価額と金額

- 1) 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 2) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- 3) お申込金額は、販売会社が指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。

⑥ 申込手数料

- 1) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.675% (税抜 3.5%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- 2) 収益分配金を再投資する場合に手数料はかかりません。

⑦ 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得のお申込みの受付を取消することができます。

2【換金(解約)手続等】

① 換金の請求

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。
- 2) 原則として、午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

② 換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- モーリシャスの銀行休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- インドのナショナル証券取引所の休業日

③ 換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

④ 換金単位

販売会社が定める単位をもって換金できます。

※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑤ 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額[※](当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に0.3%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰入れられます。

⑥ 支払開始日

お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

⑦ 解約申込みの受付の中止、既に受付けた解約申込みの受付の取消し

- 1) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約

請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取消することができます。

- 2) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして取扱います。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算定

- 1) 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- 2) ファンドは便宜上、基準価額を、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

② ファンドの主な投資対象の評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

- 1) モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A 投資証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の基準価額で評価します。
- 2) 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券は、原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
- 3) 外貨建て資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- 4) 予約為替は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

③ 基準価額の算出頻度と公表

- 1) 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- 2) 基準価額につきましては、販売会社ないしは以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日)9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「Uインド」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則、無期限とします。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年12月11日から翌年12月10日とすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

① 信託の終了(繰上償還)

- 1) 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託者は、前記1)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 前記2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前記3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1)の信託契約の解約をしません。
- 5) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 前記3)から前記5)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 8) 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 9) 前記8)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記、②信託約款の変更の4)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
- 10) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場

合、委託者は、後記、②信託約款の変更の1)から5)の規定にしたがい新受託者を選任します。

11) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2) 委託者は、前記1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3) 前記2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4) 前記3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1)の信託約款の変更をしません。

5) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1)から5)の規定にしたがいます。

③ 異議の申立て

1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。

2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) ①信託の終了(繰上償還)の1)に規定する信託契約の解約または②信託約款の変更の規定する信託約款の変更を行う場合において、①信託の終了(繰上償還)の3)または②信託約款の変更の3)の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續きに関する事項は、①信託の終了(繰上償還)の2)または②信託約款の変更の2)に規定する公告または書面に付記します。

④ 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 償還金について

1) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日以内)から受益者に支払います。

2) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、毎決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金・償還金受領権

- 1) 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、所有する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- 2) ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

② 解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

③ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成19年12月11日から平成20年12月10日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受け、第3期計算期間（平成20年12月11日から平成21年12月10日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。なお、従来から当ファンドが監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

独立監査人の監査報告書

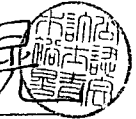
平成21年1月15日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士

青木裕晃 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

山田信之 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・UTIインドファンドの平成19年12月11日から平成20年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・UTIインドファンドの平成20年12月10日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成22年1月15日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

青木裕晃



指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山田信之



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・UTIインドファンドの平成20年12月11日から平成21年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・UTIインドファンドの平成21年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

新生・UTIインドファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (平成20年12月10日現在)	第3期 (平成21年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	700,930
コール・ローン	581,172,342	703,826,672
投資証券	15,809,697,349	30,537,270,222
親投資信託受益証券	403,795,686	304,625,723
未収利息	3,184	964
流動資産合計	16,794,668,561	31,546,424,511
資産合計	16,794,668,561	31,546,424,511
負債の部		
流動負債		
未払解約金	44,720,305	121,900,468
未払受託者報酬	8,502,729	7,919,041
未払委託者報酬	185,359,383	172,634,850
その他未払費用	524,844	526,308
流動負債合計	239,107,261	302,980,667
負債合計	239,107,261	302,980,667
純資産の部		
元本等		
元本	46,433,246,892	48,015,006,842
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△29,877,685,592	△16,771,562,998
純資産合計	16,555,561,300	31,243,443,844
負債純資産合計	16,794,668,561	31,546,424,511

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 (自平成19年12月11日 至平成20年12月10日)	第3期 (自平成20年12月11日 至平成21年12月10日)
営業収益		
受取利息	2,662,432	239,928
有価証券売買等損益	△45,363,724,099	14,263,402,910
営業収益合計	△45,361,061,667	14,263,642,838
営業費用		
受託者報酬	21,039,662	12,686,967
委託者報酬	458,664,389	276,575,573
その他費用	1,049,688	1,049,740
営業費用合計	480,753,739	290,312,280
営業利益又は営業損失(△)	△45,841,815,406	13,973,330,558
経常利益又は経常損失(△)	△45,841,815,406	13,973,330,558
当期純利益又は当期純損失(△)	△45,841,815,406	13,973,330,558
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△4,232,032,018	1,644,454,109
期首剰余金又は期首欠損金(△)	15,008,725,779	△29,877,685,592
剰余金増加額又は欠損金減少額	217,334,020	5,430,745,545
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	5,430,745,545
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	217,334,020	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,493,962,003	4,653,499,400
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,493,962,003	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	4,653,499,400
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△29,877,685,592	△16,771,562,998

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第2期 (自平成19年12月11日 至平成20年12月10日)	第3期 (自平成20年12月11日 至平成21年12月10日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。時価評価にあたって は、計算期間末日に知りうる直近の 日の基準価額に基づいて評価して おります。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。時価評価にあたって は、計算期間末日における親投資信 託受益証券の基準価額に基づいて評 価しております。	(1) 投資証券 同左 (2) 親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成の ための基本となる重要 な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、平成19 年12月11日から平成20年12月10 日までとなっております。	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、平成20 年12月11日から平成21年12月10 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 (平成20年12月10日現在)	第3期 (平成21年12月10日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	46,433,246,892 口	48,015,006,842 口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55 条の6第10号に規定する額		
元本の欠損	29,877,685,592 円	16,771,562,998 円
3. 1口当たり純資産額	0.3565 円	0.6507 円
(1万口当たり純資産額)	(3,565 円)	(6,507 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 (自平成19年12月11日 至平成20年12月10日)	第3期 (自平成20年12月11日 至平成21年12月10日)
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における経費控除後の配当等収益(0円)、経費控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(4,382,848,336円)、及び分配準備積立金(9,997,860,684円)より、分配対象収益は14,380,709,020円(1口当たり0.309706円)ですが、当期に分配した金額はありません。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における経費控除後の配当等収益(232,046円)、経費控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,517,182,471円)、及び分配準備積立金(8,360,263,220円)より、分配対象収益は14,877,677,737円(1口当たり0.309853円)ですが、当期に分配した金額はありません。</p>
<p>2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額</p> <p>当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。</p>	<p>2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額</p> <p>当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額、及び当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額はそれぞれ剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 (自平成19年12月11日 至平成20年12月10日)	第3期 (自平成20年12月11日 至平成21年12月10日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第2期 (自平成19年12月11日 至平成20年12月10日)	第3期 (自平成20年12月11日 至平成21年12月10日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第2期 (平成20年12月10日現在)	第3期 (平成21年12月10日現在)
期首元本額	41,290,563,613円	46,433,246,892円
期中追加設定元本額	16,184,133,707円	10,296,866,220円
期中一部解約元本額	11,041,450,428円	8,715,106,270円

2 有価証券関係

第2期(平成20年12月10日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	15,809,697,349	△43,208,176,438
親投資信託受益証券	403,795,686	2,316,304
合計	16,213,493,035	△43,205,860,134

第3期（平成21年12月10日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	30,537,270,222	13,256,960,545
親投資信託受益証券	304,625,723	721,362
合計	30,841,895,945	13,257,681,907

3 デリバティブ取引関係

第2期 （自平成19年12月11日 至平成20年12月10日）	第3期 （自平成20年12月11日 至平成21年12月10日）
当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
投資証券	Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class A	43,477,946.101	30,537,270,222	
親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザー ファンド	300,568,055	304,625,723	
合計		344,046,001.101	30,841,895,945	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません

<参考>

本書の開示対象ファンド（新生・UTI インドファンド）（以下「当ファンド」といいます。）は、モーリシャス籍の円建て外国投資法人である「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同外国投資信託の投資証券です。同外国投資信託の計算期間末日（平成21年3月31日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資信託の財務諸表が作成され、委託会社が監査を受けた財務諸表を管理会社より入手し、委託会社が原文を翻訳しています。

（注）本財務書類（P22-47）は連結ベースです。

また、当ファンドは「新生 ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券です。当ファンドの計算日における同マザーファンドの状況は次に示すとおりです。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象ではありません。

新生 ショートターム・マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成 21 年 12 月 10 日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,227,609
国債証券	429,911,990
未収利息	1
流動資産合計	431,139,600
資産合計	431,139,600
負債の部	
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	425,409,081
剰余金	
剰余金	5,730,519
純資産合計	431,139,600
負債純資産合計	431,139,600

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成20年12月11日 至平成21年12月10日)
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年12月10日現在)
1. 計算日における受益権総数	425,409,081口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0135円 (10,135円)

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成20年12月11日 至平成21年12月10日)
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自平成20年12月11日 至平成21年12月10日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成21年12月10日現在)
同計算期間の期首元本額	623,027,781円
同計算期間中の追加設定元本額	-円
同計算期間中の一部解約元本額	197,618,700円
同計算期間末日の元本額※	425,409,081円
※上記元本額の内訳	
新生・UTIインドファンド	300,568,055円
新生・フラトンVPICファンド	104,964,353円
新生・UTIインドインフラ関連株式ファンド	19,876,673円

2 有価証券関係

(平成 21 年 12 月 10 日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
国債証券	429,911,990	76,590
合計	429,911,990	76,590

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首 (平成 20 年 12 月 11 日) から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

(自平成 20 年 12 月 11 日
至平成 21 年 12 月 10 日)

本マザーファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 附属明細表

(平成 21 年 12 月 10 日現在)

第 1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考 (償還年月日)
国債証券	第 6 1 国庫短期証券	140,000,000	139,981,100	2010 年 1 月 25 日
	第 6 7 回国庫短期証券	250,000,000	249,943,250	2010 年 2 月 22 日
	第 7 2 回国庫短期証券	40,000,000	39,987,640	2010 年 3 月 15 日
合計		430,000,000	429,911,990	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第 5 商品明細表

該当事項はありません。

第 6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社

2009年3月31日会計年度の財務諸表

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社
企業データ

		任命日	退任日
取締役:	Mr. Sanjay Sachdev	2006年12月7日	
	Mr. Upendra Kumar Sinha	2006年12月7日	
	Mr. Dilip Gooljar (Reappointed)	2007年12月12日	
	Mr. Gyanandsing Prayagsing	2007年11月27日	2009年3月20日
	Mr. Anil Sharma	2009年3月20日	
書記:	Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited 4 th floor, Barkly Wharf Caudan Waterfront Port Louis Mauritius		
登記上の本社:	4 th floor, Barkly Wharf Caudan Waterfront Port Louis Mauritius		
監査人:	Ernst & Young Level 20, Newton Tower Sir William Newton Street Port Louis Mauritius		

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社
取締役報告書

当会社の取締役は 2009 年 3 月 31 日に終了した会計年度における新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社(以下「当会社」といいます。)の監査済財務諸表とともに、ここに取締役の報告書を提出いたします。

主要な事業活動

当会社の主要事業活動は投資保有事業であります。当会社は当期にその活動を行いました。

収益および配当

当期の収益は損益計算書と関連注記に記載されております。

当期につきまして、取締役といたしましては、配当の支払いを提案しておりません。

財務報告書に関する取締役の責任

当会社の取締役は、国際財務報告基準と 2001 年会社法(Companies Act 2001)に準拠して、財務諸表の作成並びに適正に表示する責任を負っております。かかる財務諸表は、当会社の 2009 年 3 月 31 日における貸借対照表、2009 年 3 月 31 日に終了した会計年度の損益計算書、株主資本変動報告書、キャッシュフロー報告書および財務諸表への注記により構成され、重要な会計方針の変更とその他の注記を含みます。

取締役は、これら財務諸表を故意・過失の如何にかかわらず、重大な虚偽表示が無いように作成し、適正に表示するための内部統制を設計・実行・維持すること、適切な会計方針を選択し適用すること、そして置かれた状況下において合理的な会計上の見積を行うことに責任を負っております。

取締役は、当会社が継続企業として存続できるか否かの評価を行っており、当会社が今後一年間、引き続き継続企業であり続けるものと思料いたします。

監査人

監査人である Ernst & Young は、引き続きその任にあたることに同意しており、年次株主総会で当然に再任されるものと承知しております。

取締役会の命を受けて

取締役

日付： 2009 年 8 月 31 日

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社
2001 年会社法 166 項(d)に基づく会社書記証明

当会社書記は、知り且つ信ずる限りにおいて、当社が会社登記官に対して 2009 年 3 月 31 日に終了した会計年度において 2001 年会社法に基づいて新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社が要求される全ての結果報告を提出したことを証明いたします。

Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited
会社書記

登記上の本社
4th floor, Barkly Wharf East
Le Caudan Waterfront
Port Louis
Mauritius

日付: 2009 年 8 月 31 日

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社株主の皆様への
独立監査法人の報告書

財務諸表に関する報告

当監査法人は、当財務諸表に記載された、2009年3月31日現在における貸借対照表および同日に終了した事業年度に関する損益計算書、株主資本変動報告書およびキャッシュフロー報告書、並びに重要な会計方針および他の注記により構成される、新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社の財務諸表を監査した。

財務諸表に関する取締役の責任

取締役は、財務諸表を国際財務報告基準並びに2001年会社法の要求に則って作成、かつ適正に表示する責任を負っている。この責任には、これら財務諸表を故意・過失の如何にかかわらず、重大な虚偽表示が無いように作成し、適正に表示するための内部統制を設計・実行・維持すること、適切な会計方針を選択し適用すること、そして置かれた状況下において合理的な会計上の見積を行うことが含まれる。

監査法人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人監査に基づいて、財務諸表に関する意見を表明することにある。当監査法人は国際会計基準に従って監査を実施した。この基準は、当監査法人に対して倫理基準を遵守し、財務諸表に重大な誤りが無いか否かに関する合理的な保証を得るため、監査を計画し実施することを義務付けている。

監査には、財務諸表における金額並びに開示に関する監査上の証拠を得る手続を実施することが含まれる。詐欺的行為又は錯誤による場合を問わず、財務諸表上の重大な誤りのリスク評価を含めて、選択された監査手続は当監査人の判断によるものである。これらのリスク評価を行うに当たって、当該状況下において適切な監査手続を計画するために、当監査法人は、当会社の財務諸表の作成並びに公正な表示に関する内部管理の状況を考慮するが、これは当会社の内部管理の有効性に関する意見を表明することを目的とするものではない。

また、監査においては、使用された会計基準の適切性並びに経営者による会計上の見積の合理性に関する評価並びに財務諸表の全般的表示に関する評価も含まれる。

当監査法人は、当監査法人が入手した監査上の証拠は、当監査法人による監査意見を提出する目的上十分且つ適切なものであると考えている。

意見

当監査人の見解によれば、当財務諸表に表示された財務諸表は、国際財務報告基準に従い、且つ2001年会社法の要求を遵守し、当会社の2009年3月31日現在の財務状況および同日に終了した事業年度の業績並びにキャッシュフローを真正且つ公正に表示していると認められる。

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社株主の皆様への
独立監査法人の報告書

その他の事項

本監査報告書は、2001 年会社法 205 条に従って、集団としての当会社の株主のためにのみ作成されたものである。当監査法人による監査は、当監査法人が監査報告書において表明することを要求されている事項を当会社の株主に対して表明するために行われたもので、他の目的をもって行われたものではない。法律上許容される範囲内において、監査作業、本報告又は当監査法人が形成した意見に関し当会社および当会社の株主以外の何人に対しても責任を負うものではない。

他の法的小および規制条件に関する報告

2001 年会社法

当監査法人は監査法人としての資格並びに通常の業務上行う商業ベースの取引を除いて、当会社と関係は無く又は当会社に対して利害関係を持つものではない。

当監査法人は、当監査法人が要求した全ての情報を入手し且つ説明を受けた。

当監査法人の見解によれば、当監査法人の記録の調査において判明する限りにおいて、適切な会計上の記録が当会社により保管されていたと認められる。

Ernst & Young
Port Louis,
Mauritius

Daryl Csizmadia, C.A. (S.A.)
Signing Partner

日付:2009 年 8 月 31 日

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社
 貸借対照表
 (2009年3月31日現在)

	注記	2009年 日本円	2008年 日本円
資産			
現金および現金同等物	7	1,508,143,702	2,583,754,250
売掛金およびその他未収金	6	50,389,818	129,372,740
売買目的投資	5	15,297,944,506	37,581,809,960
総資産計		16,856,478,026	40,294,936,950
株主資本および負債			
流動負債			
支払および他の債務	8	15,957,850	163,778,743
総負債(償還可能優先株の保有者に帰属する純資産を除く)		15,957,850	163,778,743
償還可能優先株の保有者に帰属する純資産	10	16,840,420,176	40,131,058,207
議決権付株式	9	100,000	100,000
株主資本および負債計		16,856,478,026	40,294,936,950
償還可能優先株数		45,163,698	40,827,825
償還可能1優先株当たり純資産価格	10	372.88	982.93
クラスA1口当たり純資産価格		376.29	985.18
クラスB1口当たり純資産価格		322.03	946.02

これら財務諸表は2009年8月31日の取締役会で承認された。

取締役の名前

署名

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社
 損益計算書
 (2009年3月31日に終了した会計年度)

	注記	2009年3月31日に 終了した会計年度	2008年3月31日に 終了した会計年度
		日本円	日本円
収入			
配当収入		276,658,175	225,534,071
費用			
管理事務代行および評価手数料		18,601,872	34,871,737
運用報酬		212,488,104	347,781,412
設定費用		—	1,047,769
保管報酬		8,622,383	14,978,712
監査報酬		1,955,542	895,621
登記手数料		34,358	27,263
納税手数料		—	105,622
ライセンス・フィー		270,500	163,575
専門家手数料		—	522,566
取締役経費		—	213,514
保険料		2,033,536	
その他費用		1,673,315	
銀行費用		125,351	437,843
費用計		245,804,961	401,045,634
営業利益／(損失)		30,853,214	(175,511,563)
投資の実現・未実現利益:			
投資の処分に関する純実現(損失)/利益		(3,191,222,716)	4,208,383,196
外国為替に関する実現・未実現損失		(1,599,966,960)	(4,135,421,497)
投資評価損		(2,620,458,816)	—
投資に関する純(損失)/利益		(7,411,648,492)	72,961,699
税引前損失		(7,380,795,278)	(102,549,864)
法人税	11	—	—
営業上の償還可能優先株の保有者に帰属 する純資産の純減		(7,380,795,278)	(102,549,864)

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社
株主資本変動報告書
(2009年3月31日に終了した会計年度)

	クラスA 株式 日本円	クラスB 株式 日本円	2009年 合計 日本円	2008年 合計 日本円
<u>営業上の純資産の増加</u>				
当期純損失	(6,986,671,952)	(394,123,326)	(7,380,795,278)	(102,549,864)
投資の再評価に関する純 未実現(損失)／利益	(19,557,480,727)	(1,432,362,026)	(20,989,842,753)	2,174,880,748
営業上の償還可能優先 株の保有者に帰属する純 資産の増減額	(26,544,152,679)	(1,826,485,352)	(28,370,638,031)	2,072,330,884
<u>株式資本取引</u>				
償還後の株式発行	383,466,035	50,121,185	433,587,220	533,742,452
償還後の株式プレミアム	4,166,533,965	479,878,815	4,646,412,780	4,506,257,548
純資産の純増	(21,994,152,679)	(1,296,485,352)	(23,290,638,031)	7,112,330,884
当期末の純資産	37,918,672,740	2,212,385,467	40,131,058,207	33,018,727,323
当期末の純資産	15,924,520,061	915,900,115	16,840,420,176	40,131,058,207

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社
 キャッシュフロー報告書
 (2009年3月31日に終了した会計年度)

	自 2008 年 4 月 1 日 至 2009 年 3 月 31 日	自 2007 年 4 月 1 日 至 2008 年 3 月 31 日
	日本円	日本円
営業活動からのキャッシュフロー		
当期純損失	(7,380,795,278)	(102,549,864)
調整		
配当収入	(276,567,371)	(222,357,565)
投資物件の処分実現損失	1,007,166,297	—
投資物件の処分損失／(利益)	3,191,222,716	(4,208,383,196)
投資評価損	2,620,458,816	—
営業資本変更前の営業損失	(838,514,820)	(4,533,290,625)
受取および他の債権の減少／(増加)	78,982,922	(105,901,226)
支払および他の債務の減少	(147,820,893)	(450,972,735)
投資物件の取得	(13,022,334,191)	(23,291,311,687)
投資物件の処分代金	7,494,332,556	19,662,298,305
受取配当	279,743,878	245,729,077
営業活動からの純キャッシュ流出	(6,155,610,549)	(8,473,448,891)
財務活動		
償還前の株式発行	5,080,000,000	5,040,000,000
財務活動からの純キャッシュ流入	5,080,000,000	5,040,000,000
現金および現金同等物の純増減	(1,075,610,549)	(3,433,448,891)
当期末の現金および現金同等物	2,583,754,250	6,017,203,141
外国為替取引効果	—	—
当期末の現金および現金同等物	1,508,143,702	2,583,754,250

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社
財務諸表注記事項
(2009年3月31日に終了した会計年度)

1. 一般情報

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社(以下「当会社」といいます。)は2006年11月17日にモーリシャス共和国で一般の限定ファンドとして設立されました。当会社の主要活動は投資の保有であります。当会社は実質的に全ての資産をインド株式へ投資します。2009年3月31日に終了した会計年度において、当会社は事業活動しております。

当会社は、2001年会社法と2007年金融サービス法に基づくカテゴリー1グローバル・ビジネス・ライセンス保有者です。当会社は国際的環境で営業を行い、実質的な取引の多くを外国通貨で行うため、当監査報告書は、日本円で表記されています。

2009年3月31日に終了した会計年度の当会社の財務諸表は、2009年8月31日付けの取締役会の議決により、発行の承認を受けております。

2. 重要な会計処理基準の要約

基準遵守に関する表明

当財務諸表は、国際会計基準審議会(IASB)により発行される国際財務報告基準(IFRS)を遵守し、またそれに従って作成されています。

会計基準

当財務諸表は、時価で記載されるアメリカ米ドル(以下「USD」といいます。)建て売買目的投資について時価法が採用されている以外は、原価法で作成されています。

重要な会計方針の要約

常に適用される更に重要な会計方針の要約に関しては、以下に記載されます。

外国為替取引

機能通貨と表示通貨

当会社の財務諸表に含まれる項目は、当会社が運営する主要な経済環境の通貨(以下「機能通貨」といいます。)を使用して測定されます。取締役会は、日本円が、最も忠実に基本的な取引、事由および条件の経済的影響を示す通貨と考えます。

取引と残高

外国通貨取引は、取引日の為替レートを使用して日本円に変換されます。かかる取引の清算並びに外国通貨建て金銭資産および負債における年末為替レートによる変換から生じる外国為替利益と損失は損益計算書に計上されません。

金融資産 当初計上

IAS 第 39 号の範囲内の金融資産は、損益を通じて時価で測定される金融資産、貸出金および債権、満期保有目的投資、売却可能金融資産、または必要に応じて有効なヘッジ商品として指定されたデリバティブに分類されます。当社は、当初計上時に金融資産の分類を決定します。

金融資産は、当初、時価で計上され、損益を通じて時価で測定されない投資の場合には、直接帰属する取引費用が加算されます。

市場の規則または慣行によって確立されている期間内に資産の受け渡しが要求される金融資産の売買(通常の売買)は、取引日(すなわち、当社が当該資産の売買を約定する日)に計上されます。

当社の金融資産には、現金および現金同等物、売掛金およびその他未収金、ならびに上場金融商品が含まれます。

金融負債 当初計上

IAS 第 39 号の範囲内の金融負債は、損益を通じて時価で測定される金融負債、貸出金および借入金、または必要に応じて有効なヘッジ商品として指定されたデリバティブに分類されます。当社は、当初計上時に金融負債の分類を決定します。

金融負債は、当初、時価で計上され、また貸出金および借入金の場合には、直接帰属する取引費用が加算されます。

当社の金融負債には、買掛金および未払金が含まれます。

償還可能利益参加型株式に関する当社の会計方針については、後述します。

金融商品の時価

組織された金融市場で活発に取引されている金融商品の時価は、貸借対照表日現在における営業終了時の市場の買い呼び値を参考にして決定されます。活発な市場が存在しない金融商品については、時価は評価手法を用いて決定されます。当該手法には、最近のアームズ・レングス・ベースの市場取引の使用、実質的に同一である他の商品の現在の時価の参照、割引キャッシュフロー分析またはその他の評価モデルが含まれます。

金融資産の減損

当社は、各貸借対照表日現在、金融資産または金融資産のグループが減損しているという客観的証拠が存在するかどうかを評価します。金融資産または金融資産のグループは、資産の当初計上後に発生した 1 つまたは複数の事由(発生した「損失事由」)の結果として、減損の客観的証拠が存在し、損失事由が信頼性を持って測定される金融資産の将来の見積キャッシュフローに影響を及ぼす場合に限り減損しているとみなされます。

売却可能に分類される持分投資の場合、客観的証拠には投資の時価が大幅にまたは長期にわたって原価を下回って低下している場合が含まれます。減損の証拠が存在する場合は、累積損失(取得原価と現在の時価の差額から、損益計算書に以前に計上された当該投資に関する減損を差し引いたもの)が持分から除かれ、損益計算書に計上されます。持分投資の減損は損益計算書を通じた戻し入れは行われず、減損後の時価の増加は持分に直接計上されます。

非金融資産の減損

当社は、各報告日に、資産が減損している可能性を示す兆候があるかどうかを評価します。何らかの兆候が存在する場合、または資産の年次減損テストが要求される場合、資産の回収可能価額を見積もります。資産の回収可能価額は、資産もしくは現金発生ユニット(CGU)の時価から販売費用を差し引いたものとその使用価値のいずれか高い方であり、個別資産について算定されます。ただし、当該資産が他の資産または資産のグループからのキャッシュ・イン・フローから概ね独立しているキャッシュ・イン・フローを生み出さない場合は、この限りではありません。資産またはCGUの帳簿価額がその回収可能価額を上回る場合は、当該資産は減損しているとみなされ、その回収可能金額まで評価減されます。使用価値を評価する際に、将来の見積もりキャッシュフローは、貨幣の時間的価値の現在の市場評価とその資産に特有なリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引かれます。販売費用を差し引いた時価を算出する際に、適切な評価モデルが使用されます。これらの計算は、評価倍数、株式公開子会社の株価またはその他の入手可能な時価指標により裏付けを取ります。

継続事業の減損は、減損資産の機能と一致する経費カテゴリーにおいて損益計算書に計上されます。ただし、持分が再評価された場合は、以前に再評価された資産はこの限りではなく、この場合、減損は、以前の再評価額を上限として持分においても計上されます。

金融資産の計上取消

金融資産

金融資産(または、適切な場合には、金融資産の一部もしくは同種の金融資産のグループの一部)は、以下の場合に計上が中止されます。

- － 当該資産からのキャッシュフロー受領権が消滅している。
- － 当社が、当該資産からのキャッシュフロー受領権を譲渡している、またはパススルー契約に基づいて受領したキャッシュフローを重大な遅延なく第三者に全額支払う義務を負っている。また、(a)当社が当該資産のすべてのリスクとリターンを実質的に譲渡している、または(b)当社が当該資産のすべてのリスクとリターンを実質的に譲渡も留保もしていないものの、資産の支配権を譲渡している。

金融負債

金融負債は、負債に基づく義務が履行された、取り消された、または失効した場合には計上が中止されます。

現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行預金と当座貸越を含みます。現金同等物は、あらかじめ予定される金額に即座に転換が可能であり、実質的な価値の変化に対するリスクの少ない短期の流動性が極めて高い投資対象です。

1 株当たり純資産価格

1 株当たりの純資産価格は、貸借対照表上の純資産額を期末の発行済参加型株式数で除すことにより計算されます。

議決権付株式

議決権付株式は持分と分類され、UTI International Ltd.によって保有されます。株式は議決権を持ち、償還可能優先株式が支払われた後に配当および分配を受取る権利を持つ時点で、償還可能株式に劣後します。

償還可能優先株

当社は、6ヶ月の「ロックアップ期間」に従い保有者の選択により償還できる金融負債に分類される償還可能優先株を発行します。優先株は、当該ファンドの純資産価格に応じた株式と等しい現金で何時でも当該ファンドへ返還されます。保有者がその株式を当該ファンドへ返還する権利を行使した場合、優先株式は貸借対照表日に支払われるべき償還金額で計上されます。

繰延べ課税

繰延べ税は、資産と負債の税ベースと金融報告目的の価値計上との間に発生するすべての一時的差額に関して負債方法を用いて準備されます。現在施行されている税率が繰延べ税の決定に用いられます。

未使用税損失の繰延べに関する繰延べ税資産は、未使用税損失が将来の課税利益に対し利用可能な範囲で計上されます。

収入の計上

収益は、経済的便益が当社に流入する可能性が高く、当該収益が信頼性を持って測定される範囲において計上されます。収益は、受領する対価の時価により測定されます。また、収益が計上される前に、以下の具体的な計上基準が満たされる必要があります。

分配

株式配当は、分配前当該投資の時価で計上されます。

費用の計上

全ての費用は発生主義ベースで損益計算書に計上されます。

引当金

引当金は、当社が過去の事由で法的もしくは推定的な義務を持つ時に計上されます。財産からの支払義務により清算を求められることは想定でき、また金額の確かな推定も可能です。

関連当事者

当事者が当該ファンドを支配する、もしくは金融および運営決定に際して直接的または間接的に当該ファンドに重大な影響を行使する能力を持つならば、もしくは逆に当該ファンドが一般の支配或いは一般の重大な影響を受ける場合に、当事者は当該ファンドに関連していると考えられます。関連当事者とは個人もしくは他の事業体をいいます。

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社
財務諸表注記事項
(2009年3月31日に終了した会計年度)

会計方針とディスクロージャーにおける変更

公表された基準に対する以下の解釈を2008年1月1日以降に開始される会計期間に適用することが義務付けられていますが、当社の事業に関係するものではありません。

IFRIC 第11号「IFRS 第2号－グループおよび自己株式取引」

IFRIC 第12号「サービス委譲契約」

IFRIC 第13号「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」

IFRIC 第14号「IAS 第19号－給付建資産の制限、最低積立要件およびそれらの相互関係」

3. まだ効力を有していない会計基準

既存の基準に対する以下の基準、修正および解釈は公表されており、2009年1月1日以降に開始される当社の会計期間またはその後の期間への適用が義務付けられています。

IFRS 第1号(修正):「国際財務報告基準(IFRS)の初度適用」およびIAS 第27号「連結および個別財務諸表」(2009年1月1日より適用)

IFRS 第2号(修正):「株式報酬」(2009年1月1日より適用)

IFRS 第3号(改訂)「企業結合」(2009年7月1日より適用)

IFRS 第8号「事業セグメント」(2009年1月1日より適用)

IAS 第1号(改訂)「財務諸表の表示」(2009年1月1日より適用)

IAS 第23号(修正)「借入費用」(2009年1月1日より適用)

IAS 第27号(改訂)「連結および個別財務諸表」(2009年7月1日より適用)

IAS 第32号(修正)「金融商品:表示」およびIAS 第1号(修正)「財務諸表の表示－ブット可能な金融商品および清算時に生じる債務」(2009年1月1日より適用)

IFRIC 第15号「不動産の建設に関する契約」(2009年1月1日より適用)

IFRIC 第16号「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」(2008年10月1日より適用)

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社
財務諸表注記事項
(2009年3月31日に終了した会計年度)

IFRS に対する変更点

IFRS 第5号(修正)「売却目的で保有する非流動資産および廃止事業」(ならびに IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」への間接的な修正)(2009年7月1日より適用)

IAS 第23号(修正):「借入費用」(2009年1月1日より適用)

IAS 第28号(修正):「関連会社に対する投資」(ならびに IAS 第32号「金融商品:表示」および IFRS 第7号「金融商品:開示」への間接的な修正)(2009年1月1日より適用)

IAS 第36号(修正):「資産の減損」(2009年1月1日より適用)

IAS 第38号(修正):「無形資産」(2009年1月1日より適用)

IAS 第39号(修正):「金融商品:計上および測定」(2009年1月1日より適用)

IAS 第1号(修正):「財務諸表の表示」(2009年1月1日より適用)

IAS 第16号(修正):「有形固定資産」(および IAS 第7号「キャッシュフロー計算書」への間接的な修正)(2009年1月1日より適用)

IAS 第19号(修正):「従業員給付」(2009年1月1日より適用)

IAS 第20号(修正):「政府補助金の会計処理および政府援助の開示」(2009年1月1日より適用)

IAS 第27号(修正):「連結および個別財務諸表」(2009年1月1日より適用)

IAS 第28号(修正):「関連会社に対する投資」(ならびに IAS 第32号「金融商品:表示」および IFRS 第7号「金融商品:開示」への間接的な修正)(2009年1月1日より適用)

IAS 第29号(修正):「超インフレ経済下における財務報告」(2009年1月1日より適用)

IAS 第31号(修正):「ジョイント・ベンチャーに対する持分」(ならびに IAS 第32号および IFRS 第7号への間接的な修正)(2009年1月1日より適用)

IAS 第38号(修正):「無形資産」(2009年1月1日より適用)

IAS 第40号(修正):「投資不動産」(および IAS 第16号への間接的な修正)(2009年1月1日より適用)

IAS 第41号(修正):「農業」(2009年1月1日より適用)

4. 重要な会計上の判断と見積の不確実性の主な原因

当会社の会計基準を適用する際の重要な会計上の判断

当会社財務諸表の作成に際しては、財務諸表に計上される金額に影響を与える判断、見積および試算を要するが、試算および見積等においてはその不確実性のため、今後、資産総額または負債総額に対し重要な変更が必要となる可能性があります。

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社
 財務諸表注記事項
 (2009年3月31日に終了した会計年度)

機能通貨の決定

取引の経理処理とその取引から発生した為替差損益は、選択された機能通貨に依存するため、当社の機能通貨の選択は極めて重要です。注記2に記載されている通り、当社の取締役は、注記2記載の要素を考慮し、当社の機能通貨を日本円と決定しました。

5. 投資

			2009年 日本円	2008年 日本円
提示価格				
(i) 原価				
	4月1日現在原価		36,898,858,331	29,084,833,264
	追加		13,070,247,462	23,267,940,176
	売却		(11,743,811,347)	(15,453,915,109)
	3月31日現在原価		38,225,294,446	36,898,858,331
(ii) 市場価格				
	4月1日現在市場価格		37,581,809,960	27,592,904,146
	追加		13,070,247,462	23,267,940,176
	売却		(11,743,811,347)	(15,453,915,109)
	投資再評価未実現(損失)/ 利益		(20,989,842,753)	2,174,880,747
	投資評価損		(2,620,458,816)	—
	3月31日現在市場価格		15,297,944,506	37,581,809,960
(iii) 当社が保有する投資詳細の要約 銘柄			2009年3月31日 現在の市場価格	純資産総額に対 する市場価格(%)
上場株式	通貨	株数	日本円	2009年3月31日
自動車および自動車部品				
Amtek Auto	日本円	180,087	25,726,714	0.15
Mahindra & Mahindra Ltd	日本円	29,000	21,424,330	0.13
Hero Honda Motors Ltd	日本円	117,145	241,686,373	1.44
消費財				
Blue Star Ltd	日本円	51,369	15,330,482	0.09
Bombay Rayon Fashions Ltd	日本円	1,660,411	474,083,033	2.82
Sun Pharma Ind Ltd	日本円	266,938	572,447,435	3.40
Glenmark Pharma Ltd	日本円	578,742	176,066,103	1.05
Nestle India Ltd	日本円	30,237	90,728,488	0.54

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社
 財務諸表注記事項
 (2009年3月31日に終了した会計年度)

銘柄 上場株式	通貨	株数	2009年3月31日	純資産総額に対
			現在の市場価格 日本円	する市場価格(%) 2009年3月31日
情報通信技術				
Bartronics India Ltd	日本円	1,330,262	201,449,933	1.20
Bharti Airtel Ltd	日本円	864,747	1,043,298,000	6.20
Core Projects and Technologies Ltd	日本円	957,695	104,225,723	0.62
Geodesic Information Systems Ltd	日本円	1,696,892	204,628,098	1.22
ICSA India Ltd	日本円	1,305,297	221,198,393	1.31
Infosys Technologies Ltd	日本円	426,754	1,089,386,874	6.47
Kavveri Telecon Products Ltd	日本円	88,463	4,783,858	0.03
KLG Systel Ltd	日本円	508,713	76,400,121	0.45
Northgate Tech. Ltd	日本円	192,412	12,612,315	0.07
Reliance Communications Ltd	日本円	1,651,736	555,992,106	3.30
Idea Cellular Ltd	日本円	192,000	18,563,331	0.11
Spanco Telesys and Solutions Reduced Cap	日本円	690,000	37,047,426	0.22
Tanla Solutions Ltd	日本円	1,435,464	88,696,012	0.53
Tata Consultancy Services Ltd	日本円	419,607	436,837,825	2.59
Tulip IT Services Ltd	日本円	365,251	246,422,956	1.46
電子、電機およびエンジニアリング				
Havells India Ltd	日本円	334,434	92,844,604	0.55
Opto Circuit India Ltd	日本円	1,394,606	270,882,118	1.61
Crompton Greaves Ltd	日本円	94,200	22,355,928	0.13
Genus Power Infrastructures Ltd	日本円	31,445	5,292,363	0.03
Praj Industries Ltd	日本円	1,313,650	147,649,499	0.88
Punj Lloyd Ltd	日本円	747,955	131,436,472	0.78
Sintex Industries	日本円	960,048	181,755,762	1.08
Voltas Ltd	日本円	102,803	9,146,633	0.05
Lloyd Electric and Engineering	日本円	450,000	16,440,139	0.10
ABB Ltd	日本円	178,636	147,193,033	0.87
Allied Digital Services Ltd	日本円	260,025	88,178,904	0.52
Divis Laboratories Ltd	日本円	82,521	151,710,094	0.90

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社
 財務諸表注記事項
 (2009年3月31日に終了した会計年度)

銘柄 上場株式	通貨	株数	2009年3月31日	純資産総額に対
			現在の市場価格 日本円	する市場価格(%) 2009年3月31日
金属および工業製品				
ABG Shipyard Ltd	日本円	16,640	2,656,241	0.02
Ahmednagar Forgings Ltd	日本円	415,287	26,420,804	0.16
AIA Engineering Ltd	日本円	562,910	135,057,161	0.80
Amtex India Ltd	日本円	496,385	29,283,557	0.17
Bharat Heavy Electricals Ltd	日本円	231,210	670,562,490	3.98
Elecon Engineering Ltd	日本円	905,828	54,311,260	0.32
Everest Kanto Cylinder Ltd	日本円	914,234	211,241,459	1.25
Jain Irrigation Systems Ltd	日本円	497,321	327,999,834	1.95
Jindal Saw Ltd	日本円	12,700	4,343,513	0.03
Jyoti Structures Ltd	日本円	930,705	97,430,656	0.58
Larsen & Turbo Ltd	日本円	391,659	507,903,270	3.02
Maharashtra Seamless Ltd	日本円	32,500	8,796,992	0.05
Nagarjuna Construction Co Ltd	日本円	877,059	104,665,418	0.62
Texmaco Ltd	日本円	158,230	13,193,460	0.08
Welspun Guj Stahl Rohren Ltd	日本円	23,650	3,394,530	0.02
電力およびガス				
Aban Offshore Ltd	日本円	5,050	3,890,944	0.02
Alstom Power India Ltd	日本円	7,500	4,021,833	0.02
Areva T & D India Ltd	日本円	628,010	246,022,040	1.46
ONGC Corporation Ltd	日本円	14,300	21,495,489	0.13
Reliance Industries Ltd	日本円	407,400	1,196,359,514	7.10
Suzlon Energy Ltd	日本円	3,221,216	263,311,275	1.56
Thermax India Ltd	日本円	35,854	12,500,860	0.07
銀行および金融				
Axis Bank Ltd	日本円	621,700	496,808,656	2.95
HDFC Bank	日本円	416,122	776,448,193	4.61
Housing Development Finance Corporation	日本円	197,028	536,043,789	3.18
ICICI Bank Ltd	日本円	651,466	417,732,006	2.48
Yes Bank Ltd	日本円	2,549,051	245,223,915	1.46
State Bank of India	日本円	186,973	384,453,544	2.28

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社
 財務諸表注記事項
 (2009年3月31日に終了した会計年度)

銘柄 上場株式	通貨	株数	2009年3月31日	純資産総額に対
			現在の市場価格 日本円	する市場価格(%) 2009年3月31日
その他				
Hanung Toys and Textiles Infrastructure	日本円	930,629	57,861,549	0.34
Infrastructure Development Finance	日本円	145,500	15,203,587	0.09
IVRCL Infra and Projects Ltd	日本円	56,750	13,298,559	0.08
Siemens Ltd	日本円	21,996	11,428,421	0.07
DLF Ltd	日本円	37,000	11,926,740	0.07
Deccan Chronicle Holdings Ltd	日本円	1,848,816	168,949,062	1.00
Educomp Solutions Ltd	日本円	53,000	213,619,530	1.27
ITC Ltd	日本円	492,000	175,287,449	1.04
Lupin Ltd	日本円	236,288	313,957,373	1.86
Motherson Sumi Systems	日本円	581,326	75,257,453	0.45
Wipro Ltd	日本円	417,000	197,285,136	1.17
Power Finance Corporation Ltd Transformers&Rectifiers(India) Ltd	日本円	20,000 45,138	5,583,189 10,847,217	0.03 0.06
Bharati Shipyard Ltd	日本円	17,984	1,945,060	0.01
(小計)		41,300,960	15,297,944,506	91
投資額総計			15,297,944,506	91
負債を除く他の資産			1,542,575,670	9
純資産			16,840,520,176	100

6. 売掛金およびその他未集金

	2009年 日本円	2008年 日本円
売掛金	47,909,944	126,096,234
議決権付株式未収金	—	100,000
未収マージン	1,079,778	—
前払金	1,309,292	—
未収配当金	90,804	3,176,506
合計	50,389,818	129,372,740

7. 現金および現金同等物

	2009年 日本円	2008年 日本円
Deutsche Bank Mauritius	118,454,156	72,704,113
Deutsche Bank Mumbai	1,389,689,546	2,511,050,137
合計	1,508,143,702	2,583,754,250

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社
 財務諸表注記事項
 (2009年3月31日に終了した会計年度)

8. 買掛金およびその他未払金

	2009年 日本円	2008年 日本円
未払金	13,895,808	34,912,078
買掛金	1,079,779	128,866,665
未払設定費用	982,263	—
合計	<u>15,957,850</u>	<u>163,778,743</u>

9. 議決権付株式

	2009年 日本円	2008年 日本円
議決権付株式 1,000 株、額面 100 円	<u>100,000</u>	<u>100,000</u>

議決権付株式には議決権があり、配当および分配を受け取る権利につきましては、償還可能優先株株主に支払われた後で償還可能優先株に劣後します。

10. 議決権付株式保有者に帰属する純資産

10 (a) 償還可能優先株数

	クラス A 株	クラス B 株	2009年 合計	2008年 合計
4月1日現在残高	38,484,865	2,342,960	40,827,825	35,490,401
当期発行額	6,011,992	813,841	6,825,833	13,908,781
当期償還額	(2,177,331)	(312,629)	(2,489,960)	(8,571,357)
3月31日現在残高	<u>42,319,526</u>	<u>2,844,172</u>	<u>45,163,698</u>	<u>40,827,825</u>

優先株は当会社の規約に基づき、時価で株主のプシオンによる償還、購入および取得の対象となります。償還可能優先株は規約16項および20項に基づき、通常株主に優先して、配当および分配を受け取れますが、ファンドの清算および株主総会の通知を受け取り、株主総会に参加する権利に影響をおよぼす場合を除き、優先株には投票権がありません。

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社
 財務諸表注記事項
 (2009年3月31日に終了した会計年度)

(b) 参加株式 1 株当たりの純資産総額

	クラス A 株 日本円	クラス B 株 日本円	2009 年 合計 日本円	2008 年 合計 日本円
償還可能優先株所有者に帰属する純資産	15,924,520,061	915,900,115	16,840,420,176	40,131,058,207
償還可能優先株数	42,319,526	2,844,172	45,163,698	40,827,825
償還可能優先株式 1 株当たりの純資産総額	376.29	322.03	372.88	982.93

各クラスの償還可能優先株1株当たり純資産総額の計算は、そのクラスの償還可能優先株所有者に帰属する純資産総額および、当期末時点でそのクラスの発行済優先可能償還株に基づきます。

(c) 純資産総額の調整

クラス A 償還可能優先株の発行および償還の純資産総額を計算する目的で、設定費は当会社の私募規約に記述されているように 5 年で償却されます。

2009年3月31日に設定費を償却する際の1株当たり純資産総額の調整および、国際金融報告基準ならびに2001年会社法(Companies Act 2001)に基づいて準備された当財務諸表による1株当たりの純資産総額は、下記の通りです。

	2009 年度 日本円	2008 年度 日本円
財務諸表による 1 株当たりの純資産総額	372.88	982.93
投資への影響	0.13	(0.80)
発行／償還目的の 1 株当たりの純資産総額	373.01	982.13

11. 課税

カテゴリー1 国際事業免許保有のファンドであるため、課税所得に対して、モーリシャスの法人税 15%が課税されます。ただし、外国で課された実際の税金あるいは海外を源泉とする利益に対するモーリシャスの税金 80%のいずれか多い方の金額に相当する税額控除を受ける権利があります。

2009年3月31日時点でファンドは、146,517,308 円(2008年度:176,692,496 円)の税務上の繰越損失があるため、将来の課税利益に対して相殺することができます。モーリシャスにおけるファンドのキャピタルゲインは、非課税となります。

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社
財務諸表注記事項
(2009年3月31日に終了した会計年度)

12. 機能通貨および表示通貨

当会社の財務諸表は日本円で表示されています。当社が運用する主な金融通貨は日本円で調達され、現在、ファンドが金融資産を最終処分したことにより生じた他通貨は日本円に換金される予定であるため、当社の取締役は機能通貨を日本円と決定いたしました。

2009年3月31日現在で下記為替レートが適用されました。

	2009年度		2008年度	
	平均レート	最終レート	平均レート	最終レート
USD/JPY	99.650	98.23	114.044	99.725
INR/JPY	2.165	1.928	2.834	2.495

13. 金融リスク管理の目的と方針

(i) 時価

金融資産および負債の時価は、商品が、強制売却や清算売却以外で、自発的な当事者間の現在の取引において交換され得る金額で計上されます。

現金および現金同等物、売掛債権、買入債務およびその他流動負債は、主にこれらの商品の満期が短期であることから帳簿価額に近似します。

売却可能金融資産の時価は、活況な市場における市場価格から得られます。

(ii) 金融商品運用の戦略

当社の運用は、さまざまな金融リスクを伴います。信用リスク、流動性リスクおよび市場リスク(価格リスクおよび為替リスクを含みます)。

以下の注記は、当社に関わる上記各リスク、ファンドの目的、方針、リスク測定と管理過程、およびファンドの資本管理についての情報を提示します。さらに、当財務諸表には取引金額が記載されています。

取締役会は、当社のリスク管理体制の設立と監視に関し全体的な責任を負っています。

当社のリスク管理方針は、ファンドが直面するリスクの特定および分析、適切なリスク限度の設定とコントロール、およびリスクの監視と限度の遵守のために制定されました。リスク管理方針およびシステムは定期的に見直され、市場の状況やファンドの運用状況の変化を反映させます。

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社
 財務諸表注記事項
 (2009年3月31日に終了した会計年度)

信用リスク

信用リスクは、金融商品取引の相手方が義務または当社と結んだ契約を履行しそこなうというリスクを示します。

金融資産にとって、ファンドが潜在的に直面する信用リスクの主なものは、定期預金、現金、対ブローカー債権です。当社は、現金および有価証券の決済業務を大手の金融機関に依頼することで、信用リスクの軽減を計ろうとします。すべての投資取引は、認可を受けたブローカーを利用して、決済および、あるいは受渡払いとしています。ブローカーの支払い受領後にのみ有価証券を発送しているため、債務不履行のリスクは少ないと言えます。購買に際しては、ブローカーが有価証券を受け取った後に支払いを実施しています。いずれかの当事者が義務を果たさない場合は、取引が成立しないことになります。当社の最大限の信用リスクは、当社の貸借対照表に記録された額までとなります。期限経過または不良債権となった金融資産、あるいは、今後、期限経過または不良債権となる金融資産ありません。

貸借対照表の日付において、当社の最大限の信用リスク額は、下記の通りとなります。

	2009年度	2008年度
	日本円	日本円
売掛金およびその他未集金	50,389,818	129,372,740
現金および現金同等物	1,508,143,702	2,583,754,250
	<u>1,558,533,520</u>	<u>2,713,126,990</u>

流動性リスク

流動性リスクは、当社が金融負債に関連した義務を果たすことが困難になるリスクを示します。流動性リスクは、当社内の株式保有者からの償還が主因となります。このリスクは、資産に投資することで、通常の市場の状況であれば、現金化すること、および短期の負債に見合う十分なレベルの現金を維持することで、コントロールできます。

2009年3月31日現在、契約上の割引前支払金に基づく当社の金融負債における満期償還状況は、下記の通りとなります。

	要求に応じて	3ヶ月以内	3ヶ月以上 12ヶ月以内	5年以上	総額
	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
期末 2009年3月31日					
負債					
買掛金およびその他未払金	—	15,957,850	—	—	15,957,850
償還可能優先株	44,632,000,000	—	—	—	44,632,000,000
負債総額	<u>44,632,000,000</u>	<u>15,957,850</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>44,647,957,850</u>

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社
 財務諸表注記事項
 (2009年3月31日に終了した会計年度)

	要求に応じて	3ヶ月以内	3ヶ月以上 12ヶ月以内	5年以上	総額
	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
期末 2008年3月31日					
負債					
買掛金およびそ の他未払金	—	163,778,743	—	—	163,778,743
償還可能優先株	39,552,000,000	—	—	—	39,552,000,000
負債総額	39,552,000,000	163,778,743	—	—	39,715,778,743

市場リスク

市場リスクは、金融商品の市場価値が変動することで引き起こされる潜在的損失です。当会社の市場リスクは、金利、外国為替レートおよび価格の変動率を含むいくつかの要因によって決定されます。当会社は、リスク管理戦略および投資に対する市場動向の影響を評価するさまざまな分析監視手法を使用して、市場リスクを管理します。

価格リスク

2009年3月31日現在、当会社の投資は、インド株式市場に対し著しく集中しており、他の成熟した市場への投資には通常見られない、ある程度考慮すべき点やリスクを抱えています。市場規模の狭小性、低い流動性、高い変動性に加え、インドの証券市場はまだ未成熟な市場と見られるところがあり、インドの発行体に関する情報は成熟した市場よりも少ないと言えます。インドの将来の経済的又政治的な展開が、当会社の投資先有価証券の流動性および／又は価値、あるいはその双方に対し、不利な影響を与える可能性があります。

マネージメント評価による合理的株価変動は、当会社の主要マネージメントが内部適用する感度率である10%とします。

株価が10%上昇／下落した場合、2009年3月31日に終了した年度の純資産および利益は1,529,794,451円増加／減少したことになります。

為替リスク

為替リスクは、金融商品の価値が外国為替レートの変動により影響されるリスクを示します。

当会社は株式に投資を行い、インドルピー建て資産および負債を保有しています。その結果、日本円のインドルピーに対する為替レートの変動が、当会社のインドルピー建資産および負債に重大な影響を与えるリスクがあります。

下記は、感度10%で関連した外国通貨に対する日本円の増加および減少を表しています。マネージメント評価による合理的外国為替変動は、為替リスクを主要マネージメントが内部報告する際に適用する10%とします。感度分析は未決済の外国通貨建て貨幣項目にのみ行われ、会計年度末外国通貨レートを10%変更して調整します。下記のマイナスの数字は、日本円が関連通貨に対して、10%円高になった結果、利益が減少したことを表しています。日本円が関連通貨に対して、10%円安になった場合、純資産に対して同じく逆の影響があり、下記残高はプラスになります。

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社
 財務諸表注記事項
 (2009年3月31日に終了した会計年度)

インドルピーに対して10%円高になった場合の影響は、下記の通りとなります。

感度分析前	日本円／インドルピー	売買目的投資
	2009年度	2009年度
一年	日本円 2.495	日本円 15,297,944,506
感度分析後		
一年	2.745	13,907,222,278
その他の投資の減少		(13,907,222,278)

通貨概要

当会社の金融資産および負債の通貨別概要は、下記の通りとなります。

	金融資産	金融負債	金融資産	金融負債
	2009年	2009年	2008年	2008年
	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
	日本円	日本円	日本円	日本円
インドルピー	16,736,714,578	1,079,779	40,222,132,838	155,486,820
米ドル	—	14,878,071	—	8,291,923
日本円	118,454,156	—	72,804,112	—
合計	16,855,168,735	15,957,850	40,294,936,950	163,778,743

資本管理

株式発行および償還能力により、当会社の資本は、償還ならびに募集に対する需要に基づき変化します。

資本管理に関し、当会社の目的は下記の通りとなります。

- ・ 覚書に記載される詳細、リスク・エクスポージャーおよび予想利益に合致する投資に資本を投資すること
- ・ 分散投資、デリバティブならびにその他最新の資本市場および様々な投資戦略やヘッジ技術を利用して、資本を安全に確保しつつ、矛盾のない払戻しを成し遂げること
- ・ 当会社の費用および償還要求に合致する十分な流動性を維持すること
- ・ 当会社の効率的費用運営に資する十分なファンド・サイズを維持すること

14. 関連当事者間取引

下記会計年度において、当会社は関連当事者との間における取引を行っております。関連当事者間取引の性格および取引金額は以下の通りであります。

	2009年度	2008年度
	日本円	日本円
UTI Investment Management Company (Mauritius) Limited に対する運用報酬		
損益計算書費用計上金額	212,488,104	347,781,412
当該会計年度中支払金額	(203,507,880)	(323,144,029)
差引額	8,980,224	24,637,383

15. 運用報酬、保管報酬および事務管理代行費用

投資マネージャーは、UTI Investment Management Company (Mauritius) Limited および当会社間で締結された投資顧問契約に従って、日々発生する運用報酬として、日々の資産の年率 0.7%に相当する運用報酬を受け取る権利を保有しています。

保管報酬

保管銀行である Deutsche Bank AG は、2006年12月8日付保管契約に基づき、月末評価をもとに、年率 0.03%にあたる保管報酬を毎月受取る権利を保有しています。

事務管理代行費用

Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Ltd は当会社に対する事務管理代行サービスを提供するために指名され、事務管理代行費用は、管理事務代行契約に設定された双方が同意した変動手数料基準に基づいて支払われます。

(参考情報) 「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A の 2010 年1月末日付け有価証券明細

銘柄名	業種	株数	円評価額	組入比率 (%)
RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	コングロマリット	895,250	1,816,095,925	6.1
INFOSYS TECHNOLOGIES LTD	情報技術サービス	368,152	1,767,400,772	5.9
HDFC BANK LIMITED	銀行・金融サービス	356,622	1,127,344,425	3.8
BHARTI AIRTEL LIMITED	通信サービス	1,874,694	1,113,769,550	3.7
YES BANK LTD	銀行・金融サービス	1,982,051	957,408,624	3.2
AXIS BANK LIMITED	銀行・金融サービス	466,700	927,700,814	3.1
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	電力・電気設備	198,760	927,129,292	3.1
TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	617,214	879,879,892	2.9
WIPRO LTD	情報技術サービス	672,200	843,539,988	2.8
LARSEN & TOUBRO LIMITED	資本財	282,017	779,004,314	2.6
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	ヘルスケア	262,938	748,932,437	2.5
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行・金融サービス	158,671	732,734,620	2.4
STATE BANK OF INDIA	銀行・金融サービス	173,023	690,213,867	2.3
ITC LTD	消費財	1,227,000	595,186,567	2.0
ICICI BANK LTD	銀行・金融サービス	352,929	568,079,553	1.9
BOMBAY RAYON FASHIONS LTD	繊維	1,420,411	563,043,321	1.9
LUPIN LTD	ヘルスケア	202,997	558,920,505	1.9
OPTO CIRCUITS INDIA LTD	ヘルスケア	1,294,606	537,390,725	1.8
SHREE CEMENTS LTD	セメント等	138,535	532,697,822	1.8
AIA ENGINEERING LTD	資本財	788,992	529,384,727	1.8
SUZLON ENERGY LIMITED	電力・電気設備	3,355,109	502,388,390	1.7
SINTEX INDUSTRIES LIMITED	コングロマリット	985,548	481,216,401	1.6
JAIN IRRIGATION SYSTEMS LTD	コングロマリット	322,655	459,153,263	1.5
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	銀行・金融サービス	300,252	453,899,079	1.5
TULIP TELECOM LTD	通信サービス	244,452	450,570,666	1.5
HAVELLS INDIA LIMITED	電力・電気設備	406,461	436,518,157	1.5
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	自動車・自動車部品	161,818	436,020,938	1.5
DECCAN CHRONICLE HLDGS LTD	メディア	1,486,316	427,830,832	1.4
HERO HONDA MOTORS LIMITED	自動車・自動車部品	141,113	426,347,806	1.4
STERLITE INDUSTRIES INDIA LT	金属・鉱業	292,290	426,338,874	1.4
CROMPTON GREAVES LIMITED	電力・電気設備	499,435	420,148,847	1.4
GEODESIC LTD	情報技術サービス	1,671,892	418,378,091	1.4
EDUCOMP SOLUTIONS LTD	情報技術サービス	304,000	413,042,838	1.4
BARTRONICS INDIA LTD	情報技術サービス	1,375,262	402,795,286	1.3
MOTHERSON SUMI SYSTEMS LTD	自動車・自動車部品	1,364,892	373,830,664	1.2
CADILA HEALTHCARE LTD	ヘルスケア	266,498	368,132,971	1.2
DIVI'S LABORATORIES LTD	ヘルスケア	264,542	312,794,379	1.0
ICSA INDIA LTD	電力・電気設備	970,060	302,638,412	1.0
NESTLE INDIA LIMITED	消費財	59,226	293,765,093	1.0
GLENMARK PHARMACEUTICALS LTD	ヘルスケア	613,742	288,074,482	1.0
HANUNG TOYS & TEXTILES LTD	繊維	1,242,915	280,312,387	0.9
JYOTI STRUCTURES LIMITED	金属・鉱業	844,049	272,078,598	0.9
ASIAN PAINTS LTD	消費財	75,347	270,651,857	0.9
DABUR INDIA LIMITED	消費財	803,060	248,825,627	0.8
CORE PROJECTS & TECHNOLOGIES	情報技術サービス	682,695	245,539,944	0.8
CRISIL LTD	銀行・金融サービス	25,836	240,331,390	0.8
PRAJ INDUSTRIES LIMITED	資本財	1,343,650	226,980,224	0.8
MARICO LIMITED	消費財	1,161,877	222,060,617	0.7
EVEREST KANTO CYLINDER LTD	資本財	830,234	213,633,579	0.7
ALLIED DIGITAL SERVICES LTD	情報技術サービス	473,132	211,529,164	0.7
PAGE INDUSTRIES LTD	消費財	132,385	209,945,314	0.7
EXIDE INDUSTRIES LTD	自動車・自動車部品	880,000	190,277,186	0.6
NAGARJUNA CONSTRUCTION CO	インフラ・建設	585,110	180,103,640	0.6
INDUSIND BANK LIMITED	銀行・金融サービス	620,000	177,743,749	0.6
IVRCL INFRASTRUCTURES & PROJ	電力・電気設備	238,832	142,401,092	0.5
KLG SYSTEL LIMITED	電力・電気設備	373,222	131,376,459	0.4
TANLA SOLUTIONS LIMITED	情報技術サービス	1,230,464	125,574,587	0.4
AREVA T&D INDIA LTD	資本財	181,730	95,356,292	0.3
SPANCO LTD	通信サービス	460,760	59,079,810	0.2

※金額の表示単位未満を四捨五入して表示しており、数字の合計金額は必ずしも一致しない場合があります。

組入比率は外国投資法人である「Shinsei UTI India Fund(Mauritius) Limited」Class A投資証券の純資産総額をもとに算出した比率です。

上記の業種はUTIアセット・マネジメントの業種区分に基づいています。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成 22 年1月末日現在です。

< 新生・UTI インドファンド >

【純資産額計算書】

I 資産総額	30,724,886,863 円
II 負債総額	135,277,815 円
III 純資産総額(I - II)	30,589,609,048 円
IV 発行済口数	46,722,137,265 口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	0.6547 円

< 参考 > 新生ショートターム・マザーファンド

I 資産総額	431,212,021 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額(I - II)	431,212,021 円
IV 発行済口数	425,409,081 口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	1.0136 円

第5【設定及び解約の実績】

	設定数量(口数)	解約数量(口数)
第1期計算期間 (平成18年12月27日～平成19年12月10日)	55,397,030,891	14,106,467,278
第2期計算期間 (平成19年12月11日～平成20年12月10日)	16,184,133,707	11,041,450,428
第3期計算期間 (平成20年12月11日～平成21年12月10日)	10,296,866,220	8,715,106,270

(注) 第1期計算期間の設定数量(口数)は、当初設定数量(口数)を含みます。

